

日置市生活困窮者等自立支援計画



平成 27 年 3 月

日置市

ごあいさつ

生活困窮者自立支援法が平成25年12月に交付され、生活保護受給者の自立促進等を図るための生活保護法改正法も同時期に交付されました。

生活困窮者自立支援法は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行されます。

日置市では、モデル自治体として平成24年度から生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けた取り組みを行っており、モデル事業の成果も踏まえながら、平成27年度から平成29年度までの「生活困窮者等自立支援計画」を策定しました。

この計画に基づき、制度のはざまなどで生活困窮に落ち込むことなく、誰もが人として尊重されるまちづくりの目標に向けて取り組んでまいります。

なお、日置市では、平成25年度から平成29年度までの「第2期日置市地域福祉計画」を策定し、市民誰もが、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせる地域を目指して、地域福祉の推進に取り組んでいますので、平成30年度以降は、地域福祉計画に生活困窮者等自立支援方策を盛り込む方針です。

おわりに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました日置市生活困窮者等自立支援計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました多くの市民の皆様や民生委員・児童委員の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、計画の推進に向け、引き続き御協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

日置市長 宮路高光

目次

1	計画策定にあたって.....	1
	(1) 計画の趣旨・位置づけ.....	1
	(2) 計画の性格.....	2
	(3) 計画策定の方法.....	7
2	日置市における生活困窮者等の状況.....	8
	(1) 総人口と世帯の推移.....	8
	(2) 生活保護の状況.....	9
	(3) 生活困窮者等の現状と推移.....	11
3	計画の基本目標.....	12
	(1) 地域福祉全体の基本理念（地域福祉計画の抜粋）.....	12
	(2) 生活困窮者等自立支援に関する基本目標.....	12
4	現段階で想定される生活困窮者等自立支援施策.....	14
	(1) 生活困窮者等自立支援サービスの提供体制の整備.....	14
	(2) 総合的な自立相談の仕組みの構築.....	14
	(3) 住居確保給付金の支給.....	15
	(4) 就労支援の推進.....	15
	(5) 住居を持たない生活困窮者に対する支援の実施.....	16
	(6) 家計相談支援の実施.....	16
	(7) 学習支援の実施.....	17
	(8) その他生活困窮者等の自立促進に必要な事業の実施.....	17
	(9) 健康づくりの推進.....	17
5	計画の推進体制.....	18
6	資料編.....	19
	6-1 アンケート調査結果.....	19
	(1) 調査の概要.....	19
	(2) 調査結果.....	19
	① 回答者の属性.....	19

②	日常生活における不安や対処法について	22
③	生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の取り組みについて	34
④	生活困窮者自立支援制度についてのご意見・ご提案（自由回答）	47
⑤	生活困窮者の相談窓口についてのご意見・ご提案（自由回答）	58
⑥	生活困窮者や生活保護受給者の自立支援に関するご意見・ご提案（自由回答）	63
⑦	アンケート調査票	69
6-2	日置市生活困窮者等自立支援計画策定委員会設置要綱	74
6-3	日置市生活困窮者等自立支援計画策定委員会委員	76
6-4	日置市生活困窮者等自立支援計画庁内検討委員会名簿	77

1 計画策定にあたって

(1) 計画の趣旨・位置づけ

「生活保護法の一部を改正する法律」及び「生活困窮者自立支援法」が平成 25 年 12 月 6 日に可決成立、同年 12 月 13 日に公布されました。

「生活困窮者自立支援法」は、平成 27 年 4 月から施行されます。

これに伴い、地域社会からの孤立や排除等を背景として複合的な課題を抱えたり、制度の間に落ち込んだりして、生活に困窮している市民及び生活保護受給者（以下「生活困窮者等」という。）の方々の自立を支援する具体的な施策として、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「日置市生活困窮者等自立支援計画」を策定いたします。

本市では、平成 25 年 3 月に平成 25 年度から平成 29 年度までの第 2 期日置市地域福祉計画を策定し、福祉のまちづくりの目標に向けて取り組みを進めておりますが、この計画により、これまで地域福祉計画で位置づけられてきたニートやホームレスの問題のみならず、既存制度では対応しきれていなかったすべての人々を、地域から排除することなく包み込み、地域社会がより一層充実した暮らしやすいまちづくりを進めることが可能となります。

すべての市民が、生活の拠点である住み慣れた地域で、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができるようにしていくことが大切です。地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と、市民、地域、行政の協働のもとに、誰もが住みよい心と心の通い合う地域社会を実現することを、本計画の目的とします。

なお、平成 30 年度以降は、第 3 期日置市地域福祉計画の中に、生活困窮者自立支援推進の方策を盛り込む予定としております。

(2) 計画の性格

① 地域とは

地域とは、隣近所、自治会、地区、日置市などにとらえることができます。本計画では、日置市全域をもって「地域」としていますが、各項目の内容によっては、自治会、地区などをそれぞれ「地域」としてとらえている部分もあります。

② 地域福祉とは

地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになっても、これまで作りあげてきた家庭、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として日常の生活を送ることができるようになることです。

そこでは、「社会福祉を地域住民すべてにとって社会福祉とし、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に」変え、その対象は、「限られた社会的弱者」ではなく、「地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」としてとらえなおし「ていくこと（平成14年「一人ひとりの地域住民への訴え」社会保障審議会福祉部会）が求められています。

今回の「生活困窮者等自立支援計画」において、社会的排除や摩擦、孤立や孤独などを背景として、貧困や心身の障害・不安から生活困窮に陥っている住民と正面から向かい合おうとしていることは、地域福祉の内実を高め、より質の高い地域福祉を実現しようとするものです。

地域福祉を進めるためには、在宅での「暮らしを支援するいろいろな地域福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや地域住民相互の社会的なつながりを自治会活動などにおいて盛んにすることや、道路、公園、商店街、住宅などを誰もが利用しやすいものとするなどがとても大切です。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、地域住民やボランティア、まちづくりに取り組む市民、福祉・保健・医療・介護、住宅、建設、商工業に携わるさまざまな専門家、団体など、多くの人の協力が必要です。

③ 各種計画等との関連性

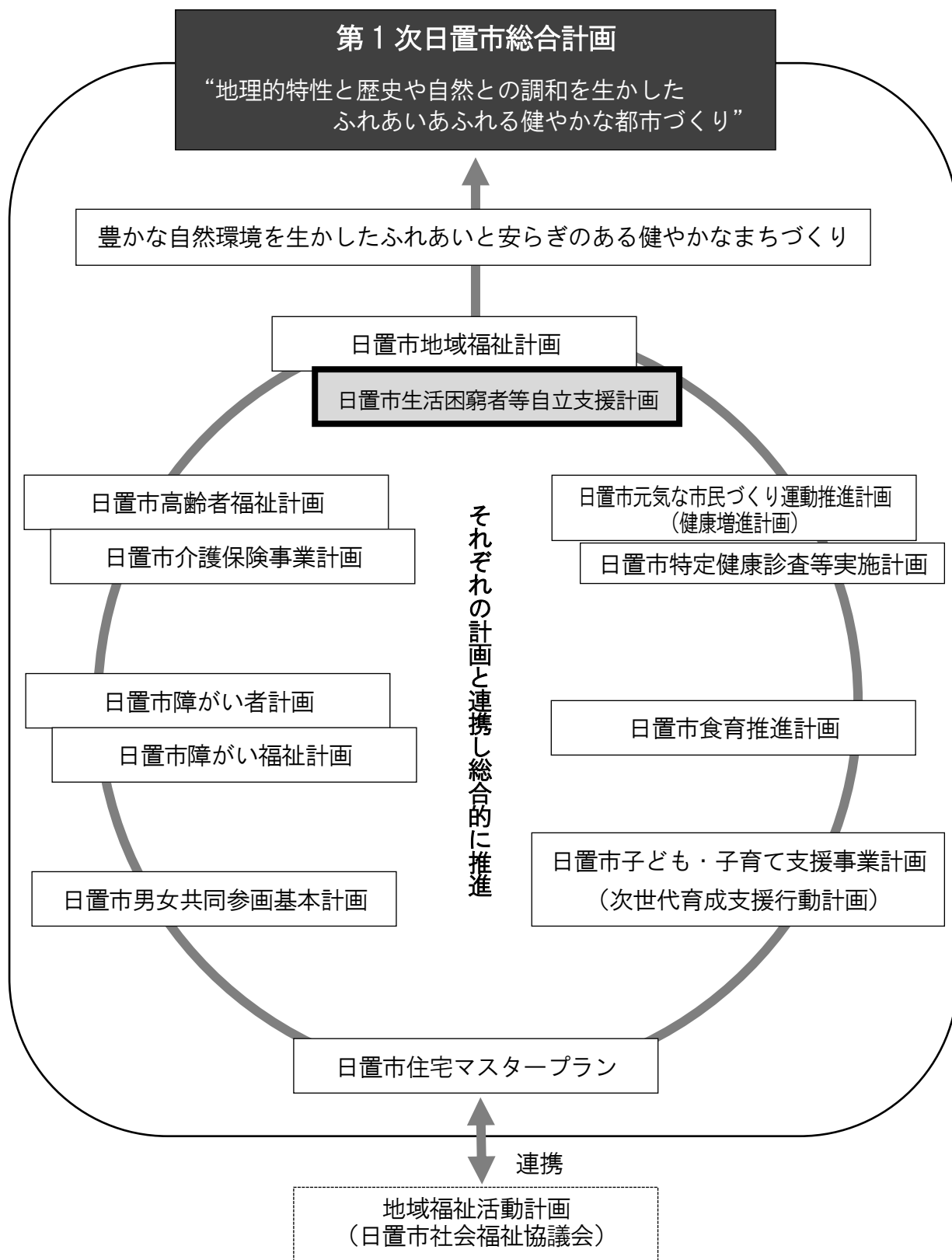
本市の将来を記す計画として、市全体の目標を示す日置市総合計画があります。

地域福祉計画は、日置市総合計画の下に位置する福祉分野の計画であり、本市に暮らすすべての住民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような地域福祉の実現を目指すものです。

本市の保健福祉分野に関する計画としては、総合的な福祉計画である「地域福祉計画」をはじめ、「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画及び障がい福祉計画」及び「元気な市民づくり運動推進計画」があります。

本計画は、「地域福祉計画」の下に位置づけられ、平成30年度からは、「地域福祉計画」の中に包含される計画です。そのため、上位計画である「日置市総合計画」との整合性をはじめ、保健福祉に関わる各計画との関連性を考慮しながら、計画を推進していくことが必要です。

図表 1-1 計画の位置づけ



④ 根拠となる法令等

■社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下『地域福祉』という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に務めなければならない。

■生活困窮者自立支援法の概略

（目的）

第1条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2. 法律に基づく事業

（必須）自立相談支援事業（国庫負担 3/4）

（必須）住居確保給付金（国庫負担 3/4）

（任意）就労準備支援事業（国庫補助 2/3）

（任意）一時生活支援事業（国庫補助 2/3）

（任意）家計相談支援事業（国庫補助 1/2）

（任意）学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業（国庫補助 1/2）

都道府県知事等による就労訓練事業の認定

■生活保護法改正法の概要（平成 26 年 12 月 13 日公布）

「改正生活保護法・生活困窮者自立支援法のポイント」（中央法規）抜粋

1 趣旨・目的

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

2 主な改正内容**(1) 就労による自立の促進**

- ・ 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

(2) 健康・生活面等に着目した支援

- ・ 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

(3) 不正・不適正受給対策の強化等

- ・ 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- ・ 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乘せをする。
- ・ 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- ・ 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

(4) 医療扶助の適正化

- ・ 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新性を導入する。
- ・ 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- ・ 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

3 施行期日

2014 年（平成 26 年）7 月 1 日（一部は公布日、(※) は 2014（平成 26）年 1 月 1 日）

(3) 計画策定の方法

① 策定委員会の設置

計画の構成や具体的な活動内容を検討するにあたり、各分野の専門的な視点から広く意見を出し合い、より実効性の高い計画とするため、「日置市生活困窮者等自立支援計画策定委員会」を設置しました。

■平成 26 年 12 月 1 日 第 1 回策定委員会

- ・ 計画策定にあたって
- ・ 他地域の取り組みについて
- ・ アンケート調査票案について

■平成 27 年 1 月 26 日 第 2 回策定委員会

- ・ アンケート調査結果について
- ・ 計画素案について
- ・ パブリックコメントの実施について

■平成 27 年 3 月 13 日 第 3 回策定委員会

- ・ パブリックコメント実施結果について
- ・ 計画案について

② アンケート調査の実施

- ・ 一般市民に対して、生活困窮者等自立支援の取り組みに対する意向を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

1000 サンプル、無作為抽出、調査票は郵送

- ・ 民生委員・児童委員に対して計画案の概要を説明するとともに、一般市民に対して行ったのと同内容のアンケート調査を実施しました。

138 サンプル、4 地域の平成 26 年 12 月定例会で調査票を配布

2 日置市における生活困窮者等の状況

(1) 総人口と世帯の推移

本市の人口は、平成22年の国勢調査によると50,822人、平成17年国勢調査の52,411人に比べて1,589人(3.03%)減少しています。平成27年2月末の住民基本台帳によると、総人口は50,405人です。

世帯数は、平成22年の国勢調査によると19,916世帯、平成17年国勢調査の20,068世帯に比べて152世帯減少しています。平成27年2月末の住民基本台帳によると、総世帯数は22,602世帯です。

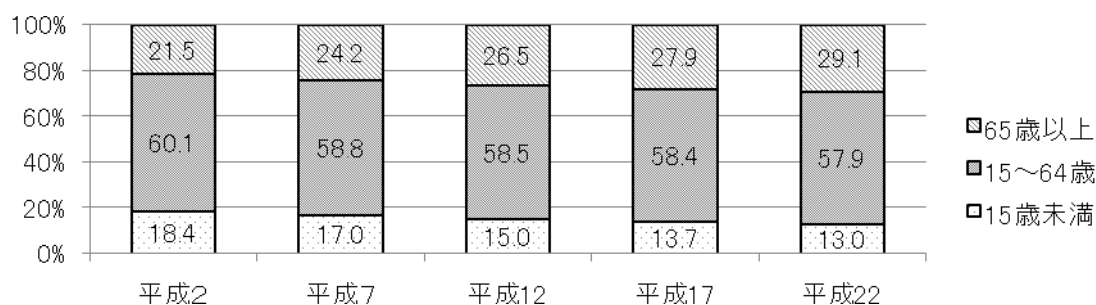
1世帯あたりの人員は平成22年国勢調査では2.55人であり、平成17年国勢調査の2.61人に比べて0.06人減少しています。

図表 2-1 年齢3区分人口および世帯数の推移 (単位：人、世帯)

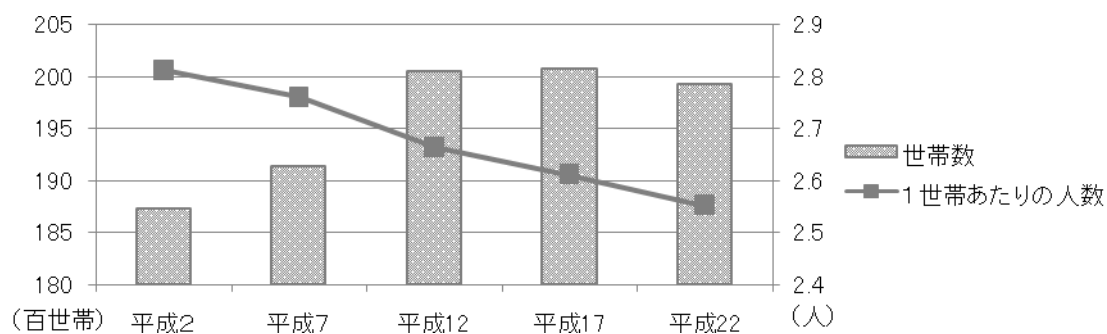
区 分	年 度				
	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22
総人口	52,675	52,791	53,391	52,411	50,822
15歳未満	9,688	8,962	8,025	7,205	6,611
15～64歳	31,650	31,083	31,235	30,595	29,407
65歳以上	11,337	12,791	14,127	14,605	14,801
世帯数	18,731	19,130	20,042	20,068	19,916
1世帯人数	2.81	2.76	2.66	2.61	2.55

資料：国勢調査

図表 2-2 年齢3区分の人口比率



図表 2-3 世帯数および1世帯あたりの人数の推移



(2) 生活保護の状況

日置市の生活保護世帯は、平成 26 年 4 月時点で 379 世帯、599 人となっています。保護率は 11.90%で、鹿児島県平均の 19.52%、全国平均の 17.00%に比べると低くなっています。

図表 3-1 生活保護の状況

	受給者数	世帯数	保護率
全 国	1,603,093 人	2,159,852 世帯	17.0%
鹿児島県	12,522 人	16,871 世帯	19.52%
日置市	599 人	379 世帯	11.90%

※平成 26 年 4 月の実績。

※保護率% (パーミル) は人口 1,000 人当たりの被保護人員

図表 3-2 生活保護の状況（地域別）

年月 地域	H21年4月			H22年4月			H23年4月		
	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率
東市来	96	144	11.21	111	166	13.05	121	192	15.40
伊集院	100	170	7.03	120	194	7.99	130	213	8.72
日吉	32	51	9.20	35	59	10.78	42	67	12.31
吹上	64	89	9.84	72	112	12.50	79	121	13.76
計	292	454	8.80	338	531	10.33	372	593	11.60
年月 地域	H24年4月			H25年4月			H26年4月		
	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率
東市来	116	196	15.95	121	196	16.12	126	202	16.72
伊集院	135	221	9.05	128	204	8.30	126	197	8.00
日吉	44	77	14.32	47	77	14.53	46	82	15.66
吹上	85	128	14.85	81	121	14.22	81	118	14.08
計	380	622	12.11	377	598	11.83	379	599	11.90

※保護率の単位は‰（パーミル）：人口1,000人当たりの被保護人員

図表 3-3 世帯類型別年度平均保護世帯の状況

年度	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	停止世帯	計	人員
H17	101	16	27	53	24	0	221	310
H18	100	16	31	52	37	3	239	340
H19	109	17	30	52	48	3	259	386
H20	122	17	31	55	50	3	278	420
H21	130	20	37	50	76	2	315	483
H22	137	27	36	52	99	6	357	567
H23	139	32	36	56	105	5	373	602
H24	152	35	34	51	109	5	386	623
H25	154	35	42	43	101	2	377	594

稼働年齢層と考えられる「その他世帯」は、全国では10年前の3倍以上に増加していますが、日置市では、福祉事務所が発足した17年度との比較で上記のとおり4倍以上に増加しており、就労支援の強化が課題となっています。

(3) 生活困窮者等の現状と推移

生活困窮者自立支援法では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者」と定義しています。しかしながら、この定義をどのように捉え、どこまでを範囲として支援を行っていくかは明確になっておりません。

厚生労働省の資料では、生活困窮者として、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、高校中退者、障がいが疑われる者、矯正施設出所者が例示されています。このような人を支援を要する可能性が高い人として位置づけるとともに、生活保護への相談者に加え、国保税・介護保険料・水道料・市営住宅家賃・保育料・給食費滞納者及び生活福祉資金利用者をアウトリーチ（対象者のいる場所に出向いて働きかけること）の検討が必要な人としています。また、九州電力やガス会社など、ライフラインを提供している事業者と連携して対象者を把握します。

なお、社会福祉協議会や民生委員の把握状況や地域住民からの声など様々な方法で、生活困窮に陥っている可能性のある人を見出していくことが重要であると捉え、実態の把握に努めます。

図表 3-4 生活保護ボーダー層

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
生活保護受給相談件数(a)	142	139	114	111	120
生活保護受給者開始件数(b)	87	82	65	60	57
生活保護ボーダー層(a-b)	55	57	49	51	63

図表 3-5 生活困窮に陥っている可能性のある人

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
住民税非課税世帯数	7,902	7,981	7,853	7,799	7,816
国保税滞納世帯数	—	324	406	496	732
介護保険料滞納者数	258	205	232	241	260
水道料滞納件数	2,939	2,616	2,468	2,678	2,729
市営住宅家賃滞納世帯数	60	50	50	38	46
保育料滞納世帯数	30	33	32	26	51
給食費滞納者数	18	37	29	7	4
生活福祉資金利用世帯数	12	13	14	17	12

3 計画の基本目標

(1) 地域福祉全体の基本理念（地域福祉計画の抜粋）

近年、福祉サービスに関するニーズも複雑化・多様化しています。なかでも虐待や認知症など、これまでの対策では対応できないものが増加しています。そのため、給付中心の行政サービスだけではなく、地域住民や福祉サービス事業者との連携による課題解決が重要になっています。

地域福祉計画の策定においては、健康福祉分野の関連計画との整合や連携、あるいは教育分野、住宅整備分野など健康福祉以外の分野との連携による新たなかたちでの対応や、それぞれの分野だけでは対応が困難な施策展開への対応が必要です。

また、障がいのある方もない方も同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念を実現するため、市民一人ひとりの「心のバリアフリー化」を図っていかねばなりません。

日本国憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」（第11条）とされ、基本的人権（自由権・社会権・参政権）は生まれながらにして持っているものとして、全ての国民に（認知症や障がいのある方にも）平等に保証されています。

地域福祉計画は、市内全域が対象地域であり、本市の地域福祉推進の総合的な指針となりますが、地域住民との協働、福祉サービス事業者との連携などにより、地域における自助、共助、公助の役割を明確にし、地域コミュニティの振興と併せて地域福祉を推進していく必要があります。

それらを踏まえ、日置市地域福祉計画の基本理念を、「いつでも安全・安心なひおきで、いつまでもいきいき健やかに、共に暮らし共に支え合う、福祉のまちづくり」と定めます。

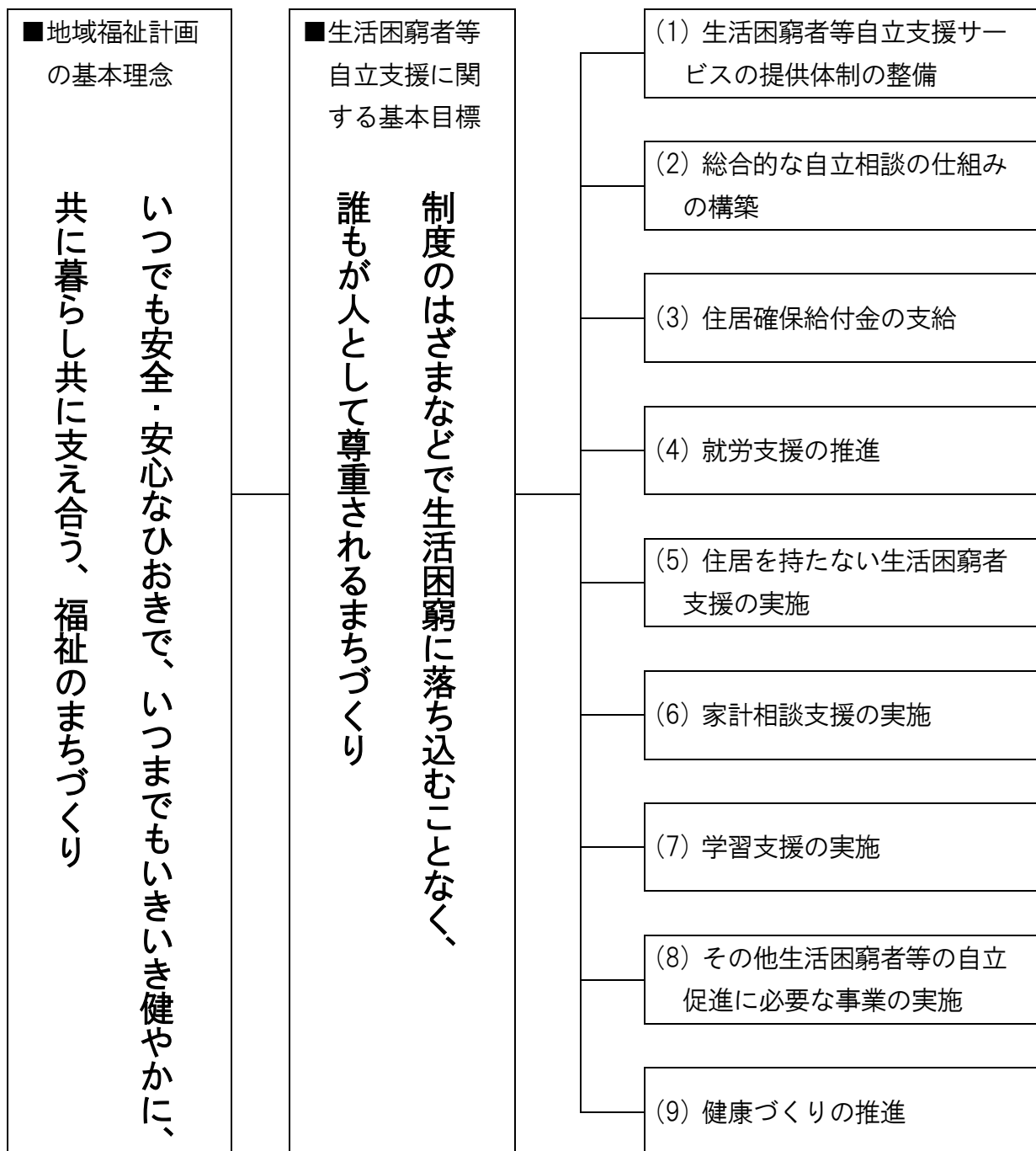
(2) 生活困窮者等自立支援に関する基本目標

生活困窮者等は、単に経済的な問題だけではなく、複合的な問題を抱えており、社会的な孤立や孤独、社会からの排除や摩擦、心身の障害や不安、経済的困窮が重なるケースが多いと思われます。このような生活困窮という大きな課題を抱える地域住民が、自立支援事業による社会生活の第二のセーフティーネットによって課題を解決し、地域社会の一員として安心して日常生活を営み、社会参加が可能となる生活を築いていくことができるようになることが求められます。

このような中で、生活困窮者等の課題解決にあたっては、従来からの対象者別・属性別に細分化された福祉対応ではなく、地域福祉の視点に立って、包括的・個別的な支援を、早期に、かつ、継続して展開していくことが欠かせません。

以上のことを踏まえ、日置市の生活困窮者等自立支援に関する基本目標として、「制度のはざまなどで生活困窮に落ち込むことなく、誰もが人として尊重されるまちづくり」と定めます。

【施策の体系】



4 現段階で想定される生活困窮者等自立支援施策

(1) 生活困窮者等自立支援サービスの提供体制の整備

① 庁内体制の整備（生活困窮者等自立支援庁内調整会議の設置）

生活困窮者等自立支援を行うにあたって、福祉課（福祉事務所及び障がい者等基幹相談支援センター）だけで事業を実施するのではなく、企画課、地域づくり課、商工観光課（消費生活相談窓口）、税務課、特別滞納整理課、市民生活課、健康保険課、介護保険課（地域包括支援センター）、建設課、上下水道課、学校教育課（子ども支援センター）、3支所の地域振興課市民税係及び市民課福祉係などが庁内で連携することが重要です。

このため、庁内に「生活困窮者等自立支援庁内調整会議（仮称）」を設置し、生活困窮者等の状況や事業実施状況の把握や事業効果の評価など自立相談支援事業に係る総合的な検討・調整を図るために、定期的に会議を開催します。

② 関係機関・専門職・市民等との連携の推進（生活困窮者等自立支援協議会の設置）

自立相談支援事業を推進していく中で、他の関係機関との調整、連携が必要です。日置市社会福祉協議会、伊集院公共職業安定所、日置市役所などによる「生活困窮者等自立支援協議会（仮称）」を設置し、事例検討や支援調整等、包括的な支援体制を確立します。

また、生活困窮者の自立支援を行うにあたっては、様々な就労支援のための道筋の用意が必要であり、中間的就労の場の創出及び円滑なマッチングを図るために、就労・作業の場を提供してくれる民間企業や社会福祉法人などと情報交換を行う場の設置を検討します。

(2) 総合的な自立相談の仕組みの構築

① 相談窓口の設置

生活困窮者等を対象とした自立相談支援の窓口を市役所福祉課に設置するとともに、3支所の市民課福祉係で初回の相談対応ができるようにします。また、相談対応の場所は、相談室などとし、プライバシー保護に配慮します。

② 生活困窮者等の自立に向けた相談支援事業の実施

生活困窮者等の相談に対応するとともに、関係機関のネットワークやアウトリーチによって、当該生活困窮者が抱える課題を把握します。その上で、置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画の作成等を行い、就労準備支援事業や学習支援事業などの関係事業との連携を含めた支援を包括的に行います。

また、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを継続的に支えていきます。

(3) 住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の市民に対して、有期で住居確保給付金を支給します。なお、住居確保給付金のみでは、生活再建が困難な人には、生活が安定するまでの間、生活保護制度で対応します。

(4) 就労支援の推進

① 伊集院公共職業安定所と連携した就労支援の実施

モデル自治体として生活困窮者等を対象として、平成 25 年度から日置市役所と伊集院公共職業安定所が連携して就労支援を行ってきた実績を踏まえて、今後も生活困窮者等に対する就労支援を継続して実施します。

② 就労準備支援事業の実施

直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者等に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。期間は 6 ヶ月から 1 年程度とします。

具体的には、生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の 3 段階とし、個々のニーズに合わせて提供します。

モデル自治体として生活困窮者等を対象として、平成 25 年度から日置市農業公社等に委託して就労準備支援事業に取り組んでおり、モデル事業での実施状況を踏まえ、生活困窮者等に対する事業を継続して実施します。

③ 就労訓練事業（中間的就労）の推進

社会福祉法人、NPO、企業等に事業の趣旨を説明し、就労準備支援事業に1年程度参加しても一般就労に至らなかった生活困窮者等が引き続き社会に参加し、就労訓練を受けられるよう鹿児島県の認定を受けて就労訓練（中間的就労）の場を提供してくれる事業者等の開拓を、協働により進めていきます。

(5) 住居を持たない生活困窮者に対する支援の実施

生活困窮者自立支援法で定められている一定の住居を持たない生活困窮者に対する「一時生活支援事業」については、対象者が極めて少数であることからシェルター設置等の事業的規模での実施は行わず、これまでの取り組みと同様に、必要な対象者には、住居確保給付金や生活保護制度による支援を行います。

(6) 家計相談支援の実施

① 家計再建支援の実施

自立相談支援員が、司法書士等との連携のもと、負債を抱える生活困窮者等の債務整理を支援するとともに、家計収支等に関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の策定を図り、相談者が納得できる解決方法を自己決定できるように支援します。また、生活困窮者等の家計の再建に向けた公的制度の利用支援、家計表の作成等きめ細かい相談支援を実施します。

専門性を持った支援員が対応する家計相談支援事業の実施については、相談件数や近隣自治体の取り組み状況などを参考にしながら今後の実施を検討します。

② 生活福祉資金貸付制度利用支援の実施

日置市社会福祉協議会と連携して、生活困窮者等が生活再建できるように生活福祉資金貸付制度利用を支援します。

③ 母子福祉資金貸付制度利用支援の実施

鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課と連携して、母子家庭の生活困窮者等が生活再建できるよう母子福祉資金貸付制度利用を支援します。

④ 消費生活相談の実施

商工観光課に設置されている消費生活相談窓口で警察署と連携しての悪徳商法対応や法テラスと連携した多重債務者支援などを行います。

(7) 学習支援の実施

福祉課と学校教育課が連携し、ボランティアの大学生等の協力を得て、生活保護受給世帯等の中学生等に対する学習支援を実施します。

(8) その他生活困窮者等の自立促進に必要な事業の実施

市民、地域からも生活困窮者等に目が向けられる環境を整えるために、新しい取組として、生活困窮者の支援を実施していることを、自治会長研修会や民生委員の定例会などの機会を利用して周知します。

(9) 健康づくりの推進

市民が生活困窮に落ち込むことなく、その人の能力に応じて就労し、生涯を通して健やかで豊かに過ごすことができるよう、市民、医療関係者、事業者、自治会、地区公民館、地域団体等と協働して健康づくりの取組を推進します。

5 計画の推進体制

生活困窮者等自立支援施策は、市民に対し、制度のはざまを作らず、切れ目のないサービス提供を行うものであり、その責務は日置市（行政）にあります。

一方で、生活困窮者等の支援体系を構築するには、支援が必要な人の生活、就労、教育など様々な側面からの支援が必要なため、市役所の庁内体制はもちろんのこと、市民、地域、企業など多くの関係者との連携が必要となります。

そのため、生活困窮という課題解決に向けてのそれぞれの主体の役割について、以下のように整理しました。

① 市民の役割

- 生活困窮者等への支援という新しい仕組みについて理解を深める。
- 生活困窮者等に対し、市民同士が目を向け、気づき合うとともに、困ったときは早めの相談を促す。
- 自らの心身の状態に応じ、生涯にわたって食生活、運動、休養等の健康づくりに関する適切な生活習慣の確立に努める。

② 地域の役割

- 地域で孤立しがちな人を、地域の人どうしで気づき合える環境「顔が見える関係」を作る。
- 支援が必要な人に対し、地域の自治会長、民生・児童委員、在宅福祉アドバイザー等を通じて、相談窓口にいける雰囲気づくりをする。

③ 行政の役割

- 市は、すべての生活課題を受け止めることができる相談窓口を設け、相談を受けられる体制を整える。
- 相談に来た生活困窮者等の状況を適切に把握し、その人にふさわしいサービスを提供できるよう支援を行う。
- 多様な課題を抱えた生活困窮者等が自立に向かうことができるよう、日置市社会福祉協議会、鹿児島地域振興局、伊集院公共職業安定所その他関係機関の連携により、就労準備の支援や家計相談などを行う。
- 事業の実施にあたっては、市役所内で幅広い部局による庁内の連携を図るとともに、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO、民間企業など幅広い関係者を巻き込んでいき、生活困窮者等の自立を通じて、地域の活性化につなげる。

6 資料編

6-1 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査対象および配布・回収数

ア 調査対象

日置市に在住する一般市民から無作為で抽出 1,000 サンプル
民生委員・児童委員全員 138 サンプル

イ 回収数・回収率

一般市民 回収数 330、回収率 33.0%
民生委員・児童委員 回収数 75 回収率 54.3%

ウ 調査時期

平成 26 年 12 月 4 日～12 月 19 日

エ 調査方法

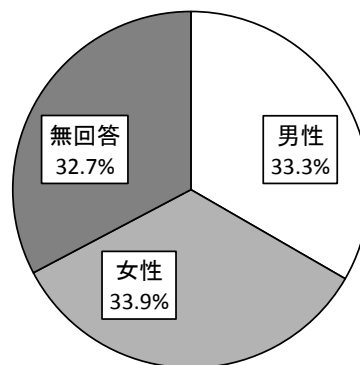
一般市民 質問紙郵送
民生委員・児童委員 12 月定例会で配布

(2) 調査結果

① 回答者の属性

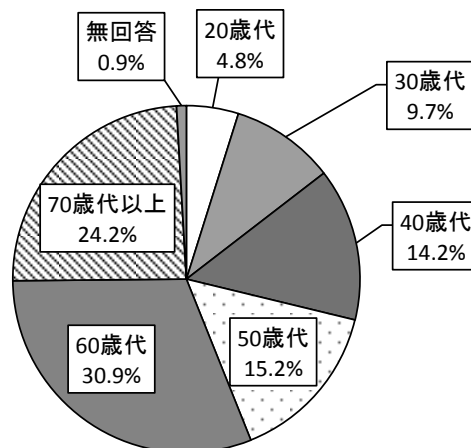
ア 性別 (N=330,SA)

回答者の性別は、「男性」が 33.3%、
「女性」が 33.9%、無回答 32.7%とな
っている。



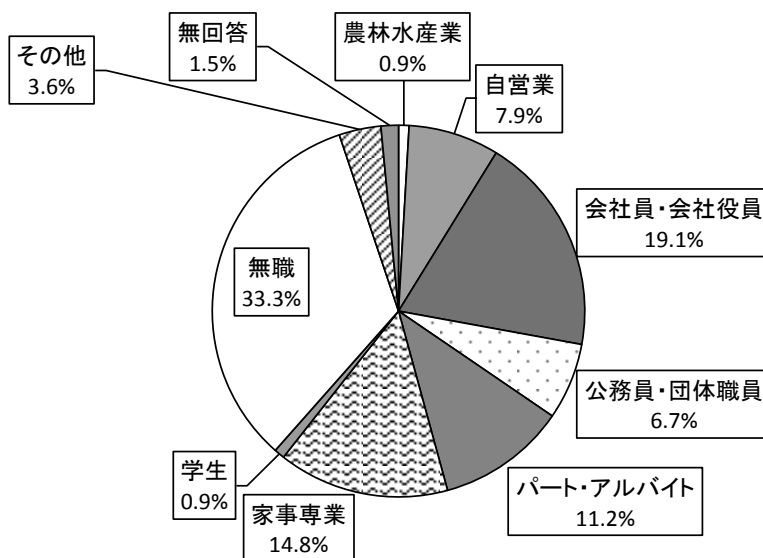
イ 年齢 (N=330,SA)

回答者の年齢は、「60 歳代」が 30.9%と最も多く、次いで「70 歳代以上」(24.2%)、「50 歳代」(15.2%) などの順となっている。



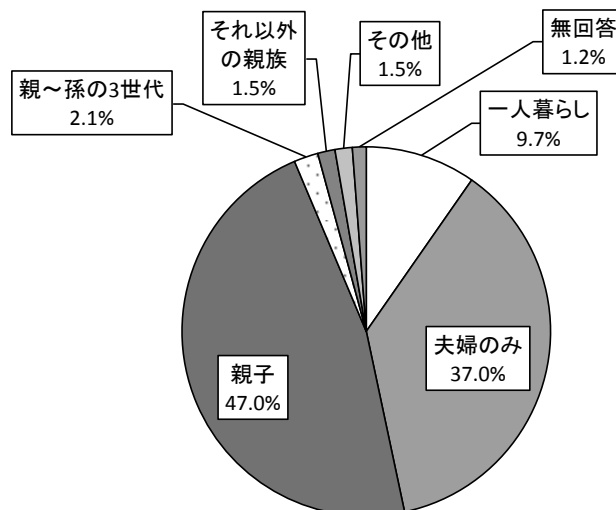
ウ 職業 (N=330,SA)

回答者の職業は、「無職」が 33.3%と最も多く、次いで「会社員・会社役員」(19.1%)、「家事専業」(14.8%)、「パート・アルバイト」(11.2%) などの順となっている。



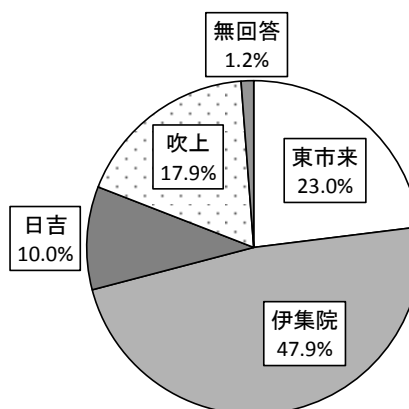
エ 家族構成 (N=330,SA)

回答者の家族構成は、「親子」が47.0%と最も多く、次いで「夫婦のみ」(37.0%)、「一人暮らし」(9.7%)などの順となっている。



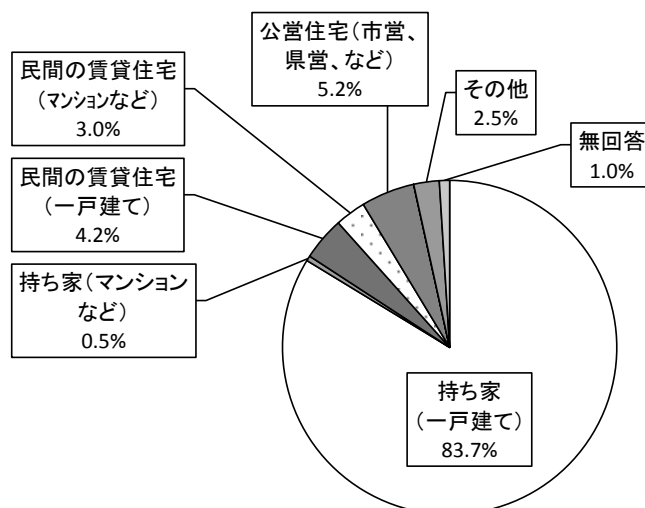
オ 居住地域 (N=330,SA)

回答者の居住地域は、「伊集院」が47.9%と最も多く、次いで「東市来」(23.0%)、「吹上」(17.9%)、「日吉」(10.0%)の順となっている。



カ 住居の形態 (N=330,SA)

回答者の住居の形態は、「持ち家(一戸建て)」が83.7%と最も多く、次いで「公営住宅(市営、県営など)」(5.2%)、「民間の賃貸住宅(一戸建て)」(4.2%)などの順となっている。



② 日常生活における不安や対処法について

ア 隣近所との会話 (N=330,SA)

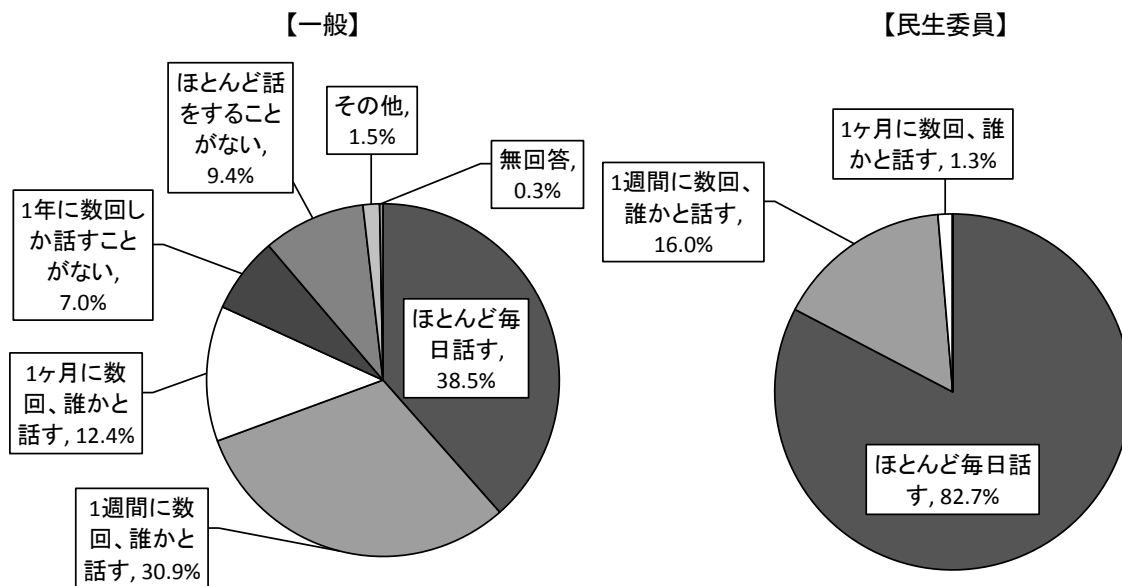
日頃の隣近所との会話については、「ほとんど毎日話す」が38.5%と最も多く、次いで「1週間に数回誰かと話す」(30.9%)、「1カ月に数回、誰かと話す」(12.4%)、などの順となっている。

民生委員は「ほとんど毎日話す」が8割を超えているが、一般市民は「70歳代以上」を除くどの年代も5割に達していない。

男女別では、女性の方が男性より「ほとんど毎日話す」人が多く、半数近くとなっている。年齢別にみると、年齢が高くなるにつれ「ほとんど毎日話す」との回答割合が高くなる傾向にある。

職業別にみると、「会社員・会社役員」、「公務員・団体職員」の人が他の職業より「ほとんど毎日話す」との回答割合が低くなっている。

家族構成別にみると、「親子」で生活している人が、「ほとんど毎日話す」との回答割合が、他と比べて低くなっている。



【一般市民】

		サンプル数	ほとんど毎日話す	1週間に数回、誰かと話す	1ヶ月に数回、誰かと話す	1年に数回しか話すことがない	ほとんど話をすることがない	その他	無回答
総数		330	127 38.5%	102 30.9%	41 12.4%	23 7.0%	31 9.4%	5 1.5%	1 0.3%
性別	男性	110	29 26.4%	33 30.0%	15 13.6%	16 14.5%	14 12.7%	3 2.7%	0 0.0%
	女性	112	51 45.5%	33 29.5%	16 14.3%	4 3.6%	8 7.1%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	108	47 43.5%	36 33.3%	10 9.3%	3 2.8%	9 8.3%	2 1.9%	1 0.9%
年齢	20歳代	16	3 18.8%	3 18.8%	3 18.8%	3 18.8%	4 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
	30歳代	32	7 21.9%	6 18.8%	3 9.4%	4 12.5%	11 34.4%	1 3.1%	0 0.0%
	40歳代	47	7 14.9%	17 36.2%	11 23.4%	7 14.9%	4 8.5%	1 2.1%	0 0.0%
	50歳代	50	18 36.0%	17 34.0%	9 18.0%	4 8.0%	1 2.0%	1 2.0%	0 0.0%
	60歳代	102	43 42.2%	36 35.3%	11 10.8%	3 2.9%	8 7.8%	1 1.0%	0 0.0%
	70歳代以上	80	49 61.3%	22 27.5%	3 3.8%	1 1.3%	3 3.8%	1 1.3%	1 1.3%
	無回答	3	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	自営業	26	13 50.0%	10 38.5%	0 0.0%	0 0.0%	3 11.5%	0 0.0%	0 0.0%
	会社員・会社役員	63	12 19.0%	19 30.2%	12 19.0%	10 15.9%	8 12.7%	2 3.2%	0 0.0%
	公務員・団体職員	22	2 9.1%	7 31.8%	6 27.3%	3 13.6%	4 18.2%	0 0.0%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	16 43.2%	9 24.3%	10 27.0%	1 2.7%	1 2.7%	0 0.0%	0 0.0%
	家事専業	49	24 49.0%	17 34.7%	4 8.2%	1 2.0%	3 6.1%	0 0.0%	0 0.0%
	学生	3	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	48 43.6%	37 33.6%	7 6.4%	5 4.5%	10 9.1%	3 2.7%	0 0.0%
	その他	12	5 41.7%	3 25.0%	0 0.0%	2 16.7%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%
	無回答	5	3 60.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	18 56.3%	8 25.0%	3 9.4%	2 6.3%	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%
	夫婦のみ	122	60 49.2%	38 31.1%	11 9.0%	3 2.5%	8 6.6%	1 0.8%	1 0.8%
	親子	155	42 27.1%	51 32.9%	24 15.5%	16 10.3%	21 13.5%	1 0.6%	0 0.0%
	親～孫の3世代	7	4 57.1%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
	無回答	4	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
居住地域	東市来	76	36 47.4%	18 23.7%	5 6.6%	9 11.8%	7 9.2%	1 1.3%	0 0.0%
	伊集院	158	44 27.8%	54 34.2%	26 16.5%	11 7.0%	18 11.4%	4 2.5%	1 0.6%
	日吉	33	17 51.5%	9 27.3%	2 6.1%	1 3.0%	4 12.1%	0 0.0%	0 0.0%
	吹上	59	29 49.2%	19 32.2%	7 11.9%	2 3.4%	2 3.4%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	4	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

		サンプル数	ほとんど毎日話す	1週間に数回、誰かと話す	1ヶ月に数回、誰かと話す	1年に数回しか話すことがない	ほとんど話をすることがない	その他	無回答
総数		75	62 82.7%	12 16.0%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

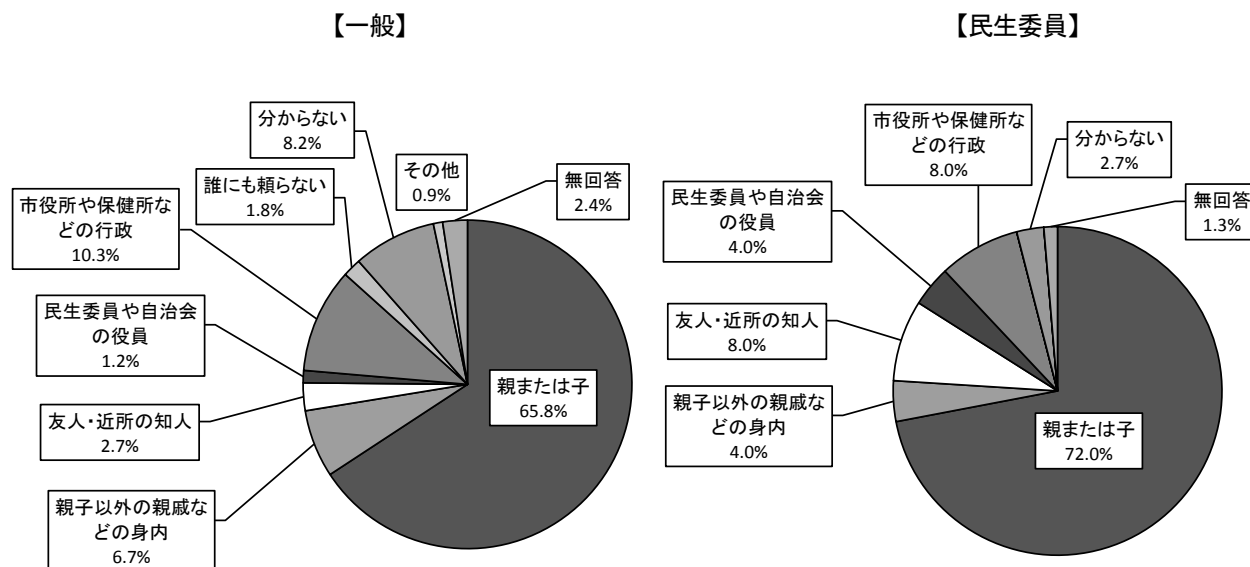
イ 一人暮らしになって困ったとき頼る人 (N=330,SA)

もし、一人暮らしになって健康や生活のうえで困ったとき頼る人については、「親または子」が65.8%と最も多く、次いで「市役所や保健所などの行政」(10.3%)、「親子以外の親戚などの身内」(6.7%)などの順となっている。また、「分からない」と回答した人も8.2%となっている。

男女別にみると、女性より男性の方が「親または子」との回答割合が低くなっており、「市役所や保健所などの行政」や「分からない」との回答割合が高くなっている。

職業別にみると、パート・アルバイトの人が、「分からない」との回答割合が他と比べて若干高くなっている。

居住地域別にみると、日吉地域及び吹上地域において、「分からない」との回答割合が他と比べて高くなっている。



【一般市民】

		サンプル数	親または子	親子以外の 親戚などの 身内	友人・近所 の知人	民生委員や 自治会の役 員	市役所や保 健所などの 行政	誰にも頼ら ない	分からない	その他	無回答
総数		330	217 65.8%	22 6.7%	9 2.7%	4 1.2%	34 10.3%	6 1.8%	27 8.2%	3 0.9%	8 2.4%
性別	男性	110	61 55.5%	9 8.2%	5 4.5%	2 1.8%	13 11.8%	3 2.7%	13 11.8%	1 0.9%	3 2.7%
	女性	112	80 71.4%	6 5.4%	1 0.9%	2 1.8%	10 8.9%	2 1.8%	8 7.1%	1 0.9%	2 1.8%
	無回答	108	76 70.4%	7 6.5%	3 2.8%	0 0.0%	11 10.2%	1 0.9%	6 5.6%	1 0.9%	3 2.8%
年齢	20歳代	16	12 75.0%	0 0.0%	1 6.3%	0 0.0%	1 6.3%	0 0.0%	2 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
	30歳代	32	21 65.6%	3 9.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.1%	1 3.1%	4 12.5%	1 3.1%	1 3.1%
	40歳代	47	36 76.6%	3 6.4%	0 0.0%	0 0.0%	6 12.8%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	1 2.1%
	50歳代	50	32 64.0%	4 8.0%	2 4.0%	1 2.0%	5 10.0%	0 0.0%	4 8.0%	0 0.0%	2 4.0%
	60歳代	102	58 56.9%	7 6.9%	5 4.9%	2 2.0%	13 12.7%	4 3.9%	10 9.8%	2 2.0%	1 1.0%
	70歳代以上	80	56 70.0%	4 5.0%	1 1.3%	1 1.3%	8 10.0%	1 1.3%	6 7.5%	0 0.0%	3 3.8%
	無回答	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
	自営業	26	19 73.1%	1 3.8%	1 3.8%	0 0.0%	2 7.7%	1 3.8%	2 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
	会社員・会社役員	63	44 69.8%	5 7.9%	3 4.8%	0 0.0%	5 7.9%	0 0.0%	3 4.8%	0 0.0%	3 4.8%
	公務員・団体職員	22	17 77.3%	2 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 13.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	23 104.5%	4 18.2%	0 0.0%	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	6 27.3%	0 0.0%	1 2.7%
	家事専業	49	35 71.4%	4 8.2%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.1%	2 4.1%	2 4.1%	2 4.1%	1 2.0%
	学生	3	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	66 60.0%	5 4.5%	4 3.6%	2 1.8%	17 15.5%	3 2.7%	11 10.0%	0 0.0%	2 1.8%
	その他	12	7 58.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	0 0.0%	1 8.3%	1 8.3%	1 8.3%
	無回答	5	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	15 46.9%	8 25.0%	2 6.3%	0 0.0%	4 12.5%	0 0.0%	2 6.3%	0 0.0%	1 3.1%
	夫婦のみ	122	75 61.5%	5 4.1%	3 2.5%	3 2.5%	11 9.0%	5 4.1%	15 12.3%	1 0.8%	4 3.3%
	親子	155	117 75.5%	6 3.9%	2 1.3%	1 0.6%	16 10.3%	1 0.6%	8 5.2%	1 0.6%	3 1.9%
	親～孫の3世代	7	6 85.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%
	無回答	4	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
居住地	東市来	76	55 72.4%	3 3.9%	2 2.6%	1 1.3%	9 11.8%	0 0.0%	5 6.6%	1 1.3%	0 0.0%
	伊集院	158	101 63.9%	10 6.3%	5 3.2%	1 0.6%	19 12.0%	4 2.5%	11 7.0%	2 1.3%	5 3.2%
	日吉	33	19 57.6%	3 9.1%	0 0.0%	0 3.0%	1 15.2%	0 0.0%	5 15.2%	0 0.0%	0 0.0%
	吹上	59	39 66.1%	5 8.5%	2 3.4%	1 1.7%	1 1.7%	2 3.4%	6 10.2%	0 0.0%	3 5.1%
	無回答	4	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

		サンプル数	親または子	親子以外の 親戚などの 身内	友人・近所 の知人	民生委員や 自治会の役 員	市役所や保 健所などの 行政	誰にも頼ら ない	分からない	その他	無回答
総数		75	54 72.0%	3 4.0%	6 8.0%	3 4.0%	6 8.0%	0 0.0%	2 2.7%	0 0.0%	1 1.3%

ウ 困っている近所の方への対応（N=330,SA）

もし、近所の方が、健康など暮らしぶりに差し迫った不安がある様子だった時の対応については、「民生委員や自治会役員に対応してもらおう」が32.7%と最も多く、次いで「家族や親戚に連絡して相談する」（22.4%）、「できるだけ隣近所で手助けする」（17.9%）などの順となっている。

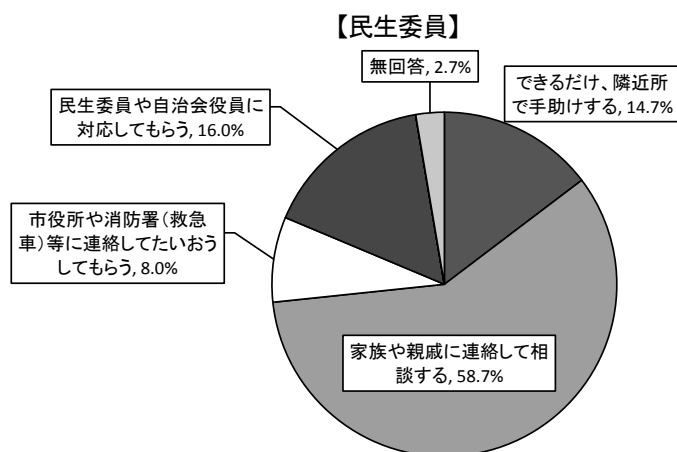
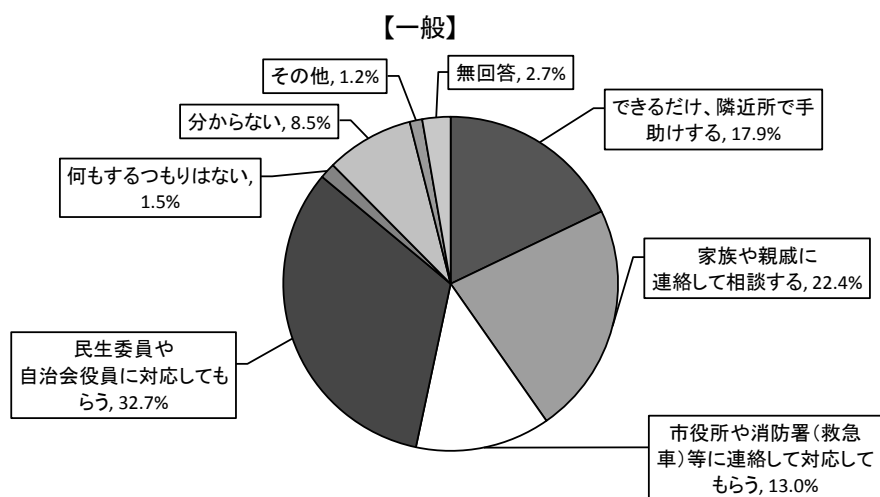
民生委員は「家族や親戚に連絡して相談する」との回答割合が高くなっており、一般市民は「民生委員や自治会役員に対応してもらおう」が高くなっている。

男女別にみると、女性より男性の方が「分からない」との回答割合が高くなっている。

年齢別にみると、20歳代、30歳代において「分からない」との回答割合が高くなっている。

家族構成別にみると、「親子」、「夫婦のみ」の世帯において、「分からない」との回答割合が他と比べて高くなっている。

居住地域別にみると、伊集院地域以外は「市役所や消防署（救急車）等に連絡して対応してもらおう」が低くなっており、日吉地域、伊集院地域において「分からない」との回答割合が他と比べて高くなっている。



【一般市民】

		サンプル数	できるだけ、 隣近所で手 助けする	家族や親戚 に連絡して 相談する	市役所や消 防署(救急 車)等に連 絡して対応 してもらう	民生委員や 自治会役員 に対応して もらう	何もするつ りはない	分からない	その他	無回答
総数		330	59 17.9%	74 22.4%	43 13.0%	108 32.7%	5 1.5%	28 8.5%	4 1.2%	9 2.7%
性別	男性	110	17 15.5%	24 21.8%	13 11.8%	33 30.0%	4 3.6%	14 12.7%	1 0.9%	4 3.6%
	女性	112	23 20.5%	25 22.3%	14 12.5%	40 35.7%	1 0.9%	6 5.4%	2 1.8%	1 0.9%
	無回答	108	19 17.6%	25 23.1%	16 14.8%	35 32.4%	0 0.0%	8 7.4%	1 0.9%	4 3.7%
年齢	20歳代	16	4 25.0%	5 31.3%	1 6.3%	3 18.8%	1 6.3%	2 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
	30歳代	32	2 6.3%	2 6.3%	6 18.8%	9 28.1%	2 6.3%	10 31.3%	0 0.0%	1 3.1%
	40歳代	47	9 19.1%	8 17.0%	11 23.4%	16 34.0%	0 0.0%	2 4.3%	0 0.0%	1 2.1%
	50歳代	50	8 16.0%	13 26.0%	7 14.0%	14 28.0%	0 0.0%	4 8.0%	1 2.0%	3 6.0%
	60歳代	102	17 16.7%	28 27.5%	10 9.8%	38 37.3%	2 2.0%	4 3.9%	1 1.0%	2 2.0%
	70歳代以上	80	19 23.8%	17 21.3%	7 8.8%	28 35.0%	0 0.0%	6 7.5%	1 1.3%	2 2.5%
	無回答	3	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	自営業	26	4 15.4%	3 11.5%	2 7.7%	12 46.2%	1 3.8%	2 7.7%	0 0.0%	2 7.7%
	会社員・会社役員	63	11 17.5%	9 14.3%	8 12.7%	29 46.0%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	2 3.2%
	公務員・団体職員	22	3 13.6%	2 9.1%	9 40.9%	4 18.2%	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	1 4.5%
	パート・アルバイト	37	9 24.3%	9 24.3%	5 13.5%	8 21.6%	0 0.0%	3 8.1%	1 2.7%	2 5.4%
	家事専業	49	6 12.2%	14 28.6%	6 12.2%	17 34.7%	1 2.0%	3 6.1%	1 2.0%	1 2.0%
	学生	3	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	21 19.1%	29 26.4%	11 10.0%	33 30.0%	1 0.9%	13 11.8%	2 1.8%	0 0.0%
	その他	12	1 8.3%	4 33.3%	2 16.7%	4 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%
	無回答	5	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	12 37.5%	5 15.6%	4 12.5%	10 31.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%
	夫婦のみ	122	16 13.1%	32 26.2%	10 8.2%	43 35.2%	3 2.5%	10 8.2%	2 1.6%	6 4.9%
	親子	155	29 18.7%	31 20.0%	28 18.1%	47 30.3%	1 0.6%	15 9.7%	1 0.6%	3 1.9%
	親～孫の3世代	7	2 28.6%	2 28.6%	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	4	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
居住地域	東市来	76	12 15.8%	15 19.7%	4 5.3%	39 51.3%	0 0.0%	4 5.3%	1 1.3%	1 1.3%
	伊集院	158	25 15.8%	33 20.9%	34 21.5%	38 24.1%	5 3.2%	17 10.8%	2 1.3%	4 2.5%
	日吉	33	7 21.2%	9 27.3%	0 0.0%	11 33.3%	0 0.0%	5 15.2%	1 3.0%	0 0.0%
	吹上	59	13 22.0%	15 25.4%	5 8.5%	20 33.9%	0 0.0%	2 3.4%	0 0.0%	4 6.8%
	無回答	4	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

		サンプル数	できるだけ、 隣近所で手 助けする	家族や親戚 に連絡して 相談する	市役所や消 防署(救急 車)等に連 絡して対応 してもらう	民生委員や 自治会役員 に対応して もらう	何もするつ りはない	分からない	その他	無回答
総数		75	11 14.7%	44 58.7%	6 8.0%	12 16.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%

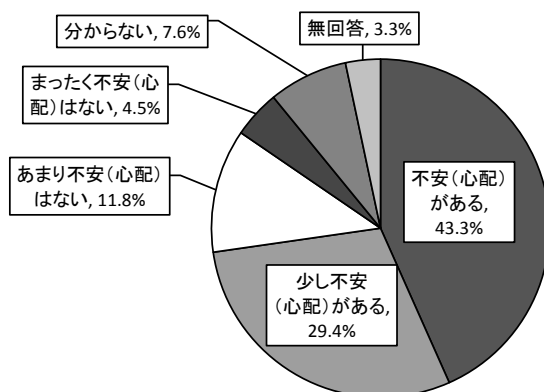
エ 市役所へ相談する際の不安（N=330,SA）

もし、生活状況が急変し、生活費に困ようになった時、市役所へ相談する際の不安については、「不安（心配）である」が43.3%と最も多く、次いで「少し不安（心配）がある」（29.4%）、「あまり不安（心配）はない」（11.8%）などの順となっている。

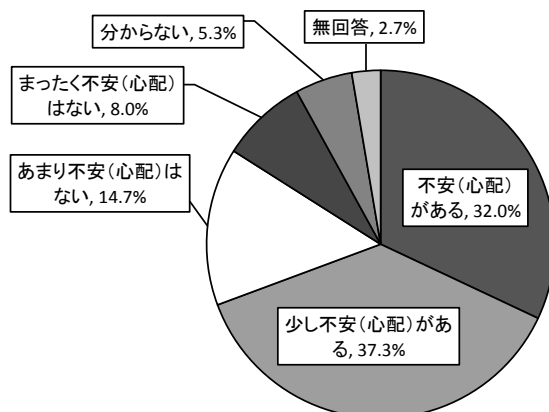
年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて、「不安（心配）がある」「少し不安（心配）がある」との回答割合が低くなる傾向にある。

居住地域別にみると、日吉地域において、「不安（心配）がある」「少し不安（心配）がある」との回答割合が他と比べて高くなっている。

【一般】



【民生委員】



【一般市民】

		サンプル数	不安(心配)がある	少し不安(心配)がある	あまり不安(心配)はない	まったく不安(心配)はない	分からない	無回答
総数		330	143 43.3%	97 29.4%	39 11.8%	15 4.5%	25 7.6%	11 3.3%
性別	男性	110	49 44.5%	33 30.0%	10 9.1%	5 4.5%	10 9.1%	3 2.7%
	女性	112	55 49.1%	31 27.7%	14 12.5%	1 0.9%	7 6.3%	4 3.6%
	無回答	108	39 36.1%	33 30.6%	15 13.9%	9 8.3%	8 7.4%	4 3.7%
年齢	20歳代	16	10 62.5%	4 25.0%	1 6.3%	0 0.0%	1 6.3%	0 0.0%
	30歳代	32	13 40.6%	12 37.5%	2 6.3%	1 3.1%	4 12.5%	0 0.0%
	40歳代	47	26 55.3%	14 29.8%	3 6.4%	1 2.1%	2 4.3%	1 2.1%
	50歳代	50	27 54.0%	13 26.0%	7 14.0%	1 2.0%	1 2.0%	1 2.0%
	60歳代	102	33 32.4%	34 33.3%	15 14.7%	7 6.9%	10 9.8%	3 2.9%
	70歳代以上	80	32 40.0%	19 23.8%	11 13.8%	5 6.3%	7 8.8%	6 7.5%
	無回答	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	自営業	26	13 50.0%	8 30.8%	2 7.7%	0 0.0%	2 7.7%	1 3.8%
	会社員・会社役員	63	28 44.4%	19 30.2%	8 12.7%	2 3.2%	6 9.5%	0 0.0%
	公務員・団体職員	22	7 31.8%	6 27.3%	5 22.7%	2 9.1%	1 4.5%	1 4.5%
	パート・アルバイト	37	17 45.9%	12 32.4%	1 2.7%	2 5.4%	4 10.8%	1 2.7%
	家事専業	49	23 46.9%	15 30.6%	4 8.2%	1 2.0%	4 8.2%	2 4.1%
	学生	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	40 36.4%	34 30.9%	16 14.5%	7 6.4%	8 7.3%	5 4.5%
	その他	12	6 50.0%	2 16.7%	2 16.7%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%
	無回答	5	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	10 31.3%	5 15.6%	5 15.6%	8 25.0%	3 9.4%	1 3.1%
	夫婦のみ	122	50 41.0%	41 33.6%	17 13.9%	2 1.6%	9 7.4%	3 2.5%
	親子	155	72 46.5%	46 29.7%	15 9.7%	5 3.2%	11 7.1%	6 3.9%
	親～孫の3世代	7	3 42.9%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	3 60.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%
	その他	5	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
	無回答	4	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
居住地	東市来	76	26 34.2%	28 36.8%	12 15.8%	5 6.6%	3 3.9%	2 2.6%
	伊集院	158	67 42.4%	47 29.7%	15 9.5%	8 5.1%	16 10.1%	5 3.2%
	日吉	33	18 54.5%	9 27.3%	1 3.0%	1 3.0%	2 6.1%	2 6.1%
	吹上	59	30 50.8%	11 18.6%	11 18.6%	1 1.7%	4 6.8%	2 3.4%
	無回答	4	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

	サンプル数	不安(心配)がある	少し不安(心配)がある	あまり不安(心配)はない	まったく不安(心配)はない	分からない	無回答
総数	75	24 32.0%	28 37.3%	11 14.7%	6 8.0%	4 5.3%	2 2.7%

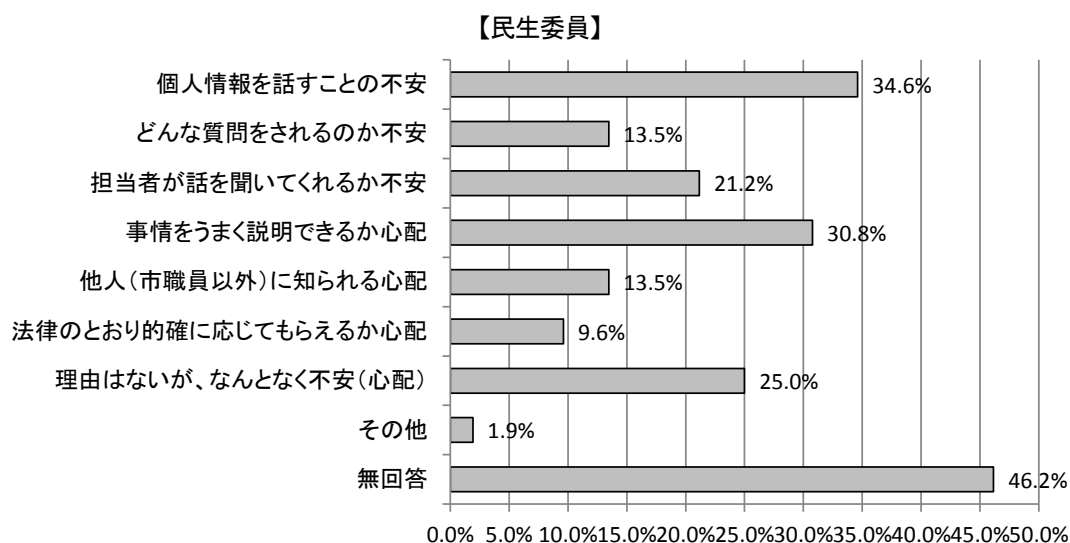
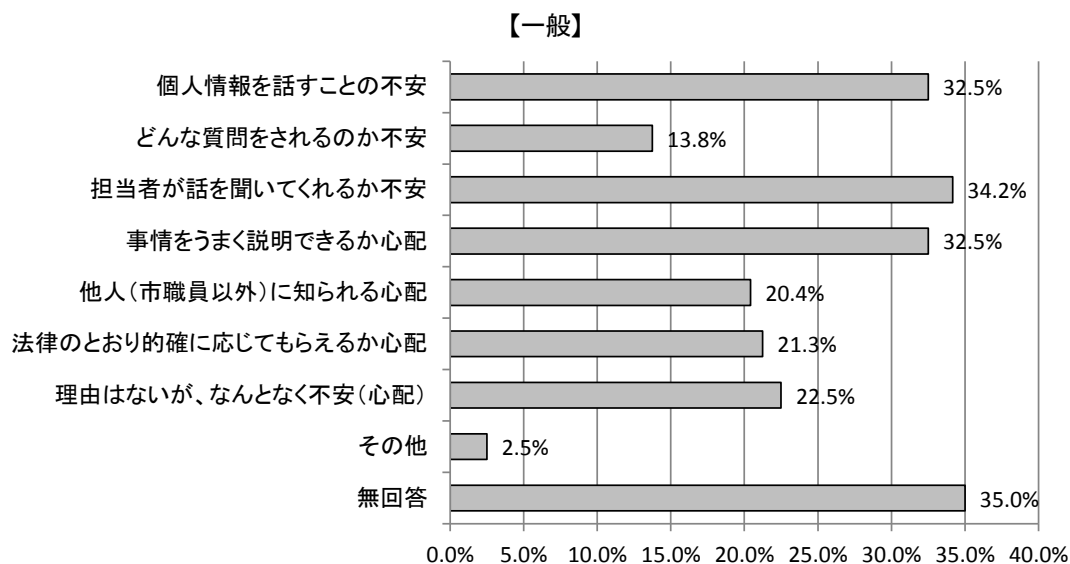
【(4)で不安(心配)、少し不安(心配)があると回答した方のみ回答】

オ 市役所へ相談する際の具体的な不安 (N=240,MA)

市役所へ相談する際の具体的な不安や心配については、「担当者が話を聞いてくれるか不安」が34.2%と最も多く、次いで「個人情報話すことの不安」及び「事情をうまく説明できるか心配」(32.5%)などの順となっている。

一般市民より民生委員において回答割合が低いものとしては、「担当者が話を聞いてくれるか不安」、「他人(市職員以外)に知られる心配」、「法律どおりの確にに応じてもらえるか心配」となっている。

年齢別にみると、「どんな質問をされるのか不安」との回答割合が20歳代、30歳代などで高くなっている。



【一般市民】

		サンプル数	個人情報 を話すこと の不安	どんな質 問をされ るのか不 安	担当者が 話を聞いて くれるか不 安	事情をう まく説明 できるか 心配	他人(市 職員以 外)に知ら れる心配	法律のと おりの確 に 応じて もらえる か心配	理由はない が、なん となく不 安(心配)	その他	無回答
総数		240	78 32.5%	33 13.8%	82 34.2%	78 32.5%	49 20.4%	51 21.3%	54 22.5%	6 2.5%	84 35.0%
性別	男性	82	28 34.1%	13 15.9%	30 36.6%	26 31.7%	22 26.8%	18 22.0%	19 23.2%	2 2.4%	29 35.4%
	女性	86	32 37.2%	9 10.5%	26 30.2%	27 31.4%	18 20.9%	22 25.6%	20 23.3%	2 2.3%	23 26.7%
	無回答	72	18 25.0%	11 15.3%	26 36.1%	25 34.7%	9 12.5%	11 15.3%	15 20.8%	2 2.8%	32 44.4%
年齢	20歳代	14	5 35.7%	6 42.9%	3 21.4%	7 50.0%	4 28.6%	2 14.3%	4 28.6%	0 0.0%	2 14.3%
	30歳代	25	8 32.0%	7 28.0%	13 52.0%	13 52.0%	5 20.0%	7 28.0%	6 24.0%	2 8.0%	7 28.0%
	40歳代	40	22 55.0%	7 17.5%	15 37.5%	15 37.5%	17 42.5%	6 15.0%	4 10.0%	2 5.0%	7 17.5%
	50歳代	40	17 42.5%	2 5.0%	15 37.5%	8 20.0%	12 30.0%	16 40.0%	8 20.0%	0 0.0%	10 25.0%
	60歳代	67	16 23.9%	8 11.9%	18 26.9%	16 23.9%	7 10.4%	13 19.4%	19 28.4%	1 1.5%	35 52.2%
	70歳代以上	51	9 17.6%	3 5.9%	16 31.4%	18 35.3%	4 7.8%	6 11.8%	13 25.5%	1 2.0%	23 45.1%
	無回答	3	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	2	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%
	自営業	21	5 23.8%	1 4.8%	9 42.9%	2 9.5%	3 14.3%	4 19.0%	4 19.0%	0 0.0%	6 28.6%
	会社員・会社役員	47	22 46.8%	5 10.6%	17 36.2%	20 42.6%	16 34.0%	11 23.4%	7 14.9%	0 0.0%	15 31.9%
	公務員・団体職員	13	9 69.2%	3 23.1%	4 30.9%	2 15.4%	3 23.1%	4 30.8%	3 23.1%	2 15.4%	9 69.2%
	パート・アルバイト	29	10 34.5%	4 13.8%	10 34.5%	7 24.1%	9 31.0%	2 6.9%	5 17.2%	2 6.9%	7 24.1%
	家事専業	38	9 23.7%	10 26.3%	16 42.1%	17 44.7%	8 21.1%	13 34.2%	10 26.3%	1 2.6%	12 31.6%
	学生	3	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	74	14 18.9%	8 10.8%	19 25.7%	25 33.8%	7 9.5%	11 14.9%	20 27.0%	1 1.4%	32 43.2%
	その他	8	4 50.0%	0 0.0%	4 50.0%	3 37.5%	2 25.0%	2 25.0%	4 50.0%	0 0.0%	2 25.0%
	無回答	5	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	15	7 46.7%	3 20.0%	4 26.7%	5 33.3%	3 20.0%	5 33.3%	3 20.0%	0 0.0%	16 106.7%
	夫婦のみ	91	28 30.8%	7 7.7%	31 34.1%	27 29.7%	12 13.2%	14 15.4%	25 27.5%	1 1.1%	29 31.9%
	親子	118	38 32.2%	22 18.6%	39 33.1%	41 34.7%	31 26.3%	29 24.6%	22 18.6%	5 4.2%	35 29.7%
	親～孫の3世代	6	2 33.3%	1 16.7%	4 66.7%	2 33.3%	2 33.3%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%
	それ以外の親族	3	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%
	その他	3	0 33.3%	0 0.0%	1 0.0%	1 33.3%	1 0.0%	1 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 33.3%
	無回答	4	2 25.0%	0 0.0%	3 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	2 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 25.0%
居住地	東市来	54	14 1.9%	9 0.0%	14 0.0%	22 1.9%	9 0.0%	9 0.0%	18 1.9%	1 0.0%	21 1.9%
	伊集院	114	42 0.9%	16 0.0%	40 0.0%	32 0.9%	28 0.0%	26 0.0%	19 0.9%	3 0.0%	42 0.9%
	日吉	27	9 3.7%	4 0.0%	10 0.0%	10 3.7%	4 0.0%	7 0.0%	7 3.7%	0 0.0%	5 3.7%
	吹上	41	12 2.4%	4 0.0%	15 0.0%	13 2.4%	8 0.0%	8 0.0%	10 2.4%	1 0.0%	16 2.4%
	無回答	4	1 25.0%	0 0.0%	3 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 0.0%	0 25.0%	1 0.0%	0 25.0%

【民生委員・児童委員】

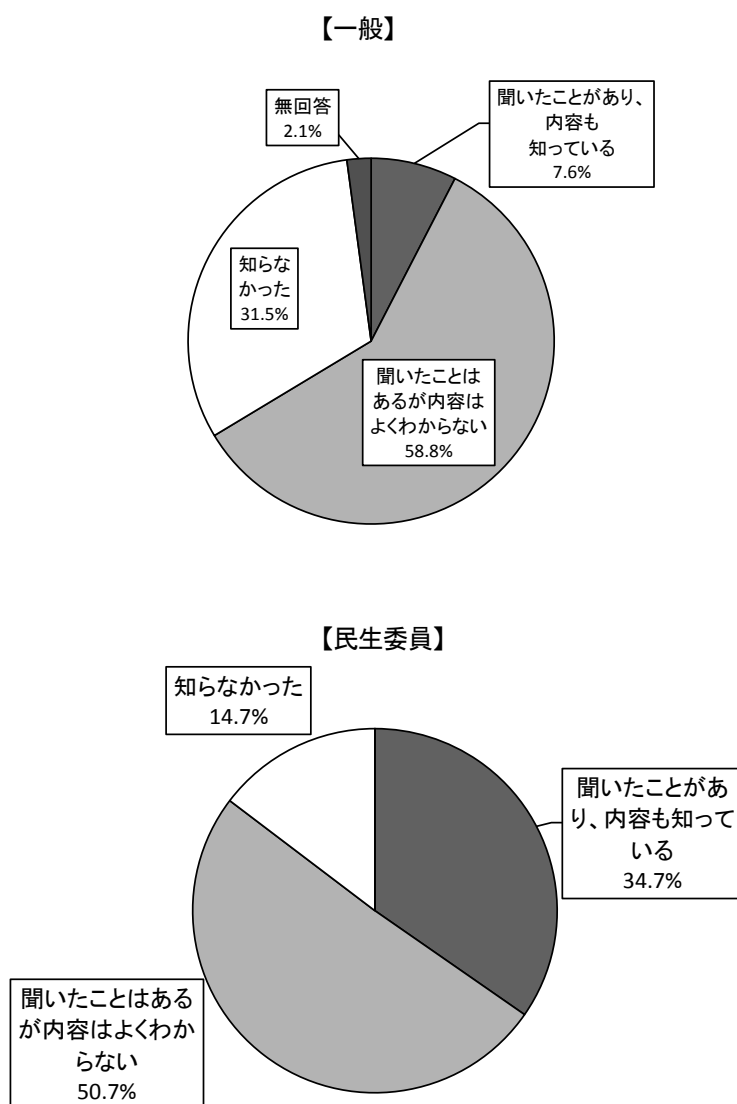
	サンプル数	個人情報を 話すこと の不安	どんな質問 をされる のか不安	担当者が話 を聞いてく れるか不安	事情をうまく 説明できる か心配	他人(市職 員以外)に 知られる心 配	法律のと おりの確 に 応じて もらえる か心配	理由はない が、なん となく不 安(心配)	その他	無回答
総数	52 100.0%	18 34.6%	7 13.5%	11 21.2%	16 30.8%	7 13.5%	5 9.6%	13 25.0%	1 1.9%	24 46.2%

カ 生活困窮者自立支援法（制度）の認知度（N=330,SA）

生活困窮者自立支援法（制度）については、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が58.8%と最も多く、次いで「知らなかった」（31.5%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（7.6%）の順となっている。

民生委員の方が一般市民より認知度は高くなっているが、「知らなかった」との回答も14.7%となっている。

年齢別にみると、「知らなかった」との回答が、年齢が高くなるにつれて低くなる傾向がみられる。



【一般市民】

		サンプル数	聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはあるが内容はよくわからない	知らなかった	無回答
総数		330	25 7.6%	194 58.8%	104 31.5%	7 2.1%
性別	男性	110	8 7.3%	58 52.7%	43 39.1%	1 0.9%
	女性	112	7 6.3%	70 62.5%	31 27.7%	4 3.6%
	無回答	108	10 9.3%	66 61.1%	30 27.8%	2 1.9%
年齢	20歳代	16	2 12.5%	4 25.0%	10 62.5%	0 0.0%
	30歳代	32	2 6.3%	14 43.8%	16 50.0%	0 0.0%
	40歳代	47	4 8.5%	27 57.4%	15 31.9%	1 2.1%
	50歳代	50	3 6.0%	29 58.0%	17 34.0%	1 2.0%
	60歳代	102	8 7.8%	71 69.6%	22 21.6%	1 1.0%
	70歳代以上	80	6 7.5%	48 60.0%	22 27.5%	4 5.0%
	無回答	3	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	0 0.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%
	自営業	26	2 7.7%	17 65.4%	6 23.1%	1 3.8%
	会社員・会社役員	63	4 6.3%	33 52.4%	26 41.3%	0 0.0%
	公務員・団体職員	22	5 22.7%	13 59.1%	4 18.2%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	2 5.4%	22 59.5%	12 32.4%	1 2.7%
	家事専業	49	3 6.1%	27 55.1%	16 32.7%	3 6.1%
	学生	3	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%
	無職	110	8 7.3%	67 60.9%	33 30.0%	2 1.8%
	その他	12	0 0.0%	8 66.7%	4 33.3%	0 0.0%
	無回答	5	0 0.0%	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	3 9.4%	20 62.5%	8 25.0%	1 3.1%
	夫婦のみ	122	9 7.4%	74 60.7%	35 28.7%	4 3.3%
	親子	155	12 7.7%	91 58.7%	50 32.3%	2 1.3%
	親～孫の3世代	7	0 0.0%	4 57.1%	3 42.9%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%
	無回答	4	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
居住地域	東市来	76	4 5.3%	52 68.4%	20 26.3%	0 0.0%
	伊集院	158	14 8.9%	94 59.5%	46 29.1%	4 2.5%
	日吉	33	4 12.1%	15 45.5%	14 42.4%	0 0.0%
	吹上	59	2 3.4%	31 52.5%	23 39.0%	3 5.1%
	無回答	4	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

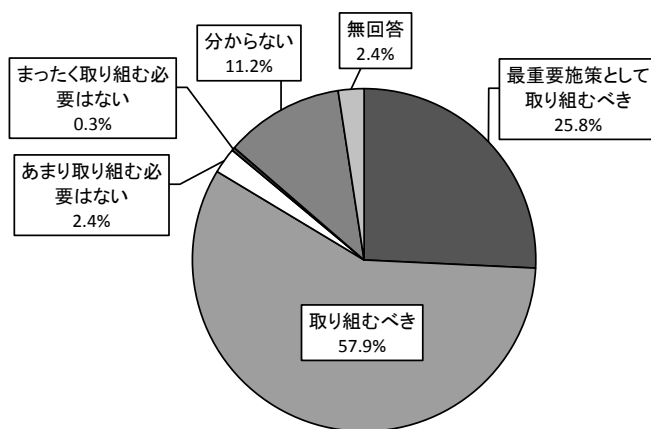
	サンプル数	聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはあるが内容はよくわからない	知らなかった	無回答
総数	75	26 34.7%	38 50.7%	11 14.7%	0 0.0%

③ 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の取り組みについて

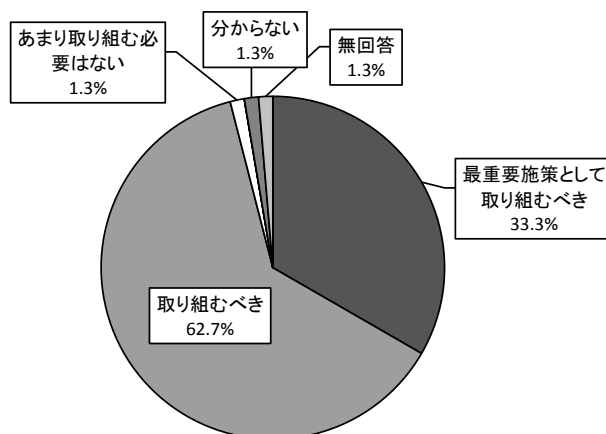
ア 生活困窮者の自立に向けた相談体制の充実（N=330,SA）

担当部署に相談窓口を設置したり、それぞれの人の状態にあった相談への対応が可能な体制を整えたりするなどの相談体制の充実については、「取り組むべき」が57.9%と最も多く、次いで「最重要施策として取り組むべき」（25.8%）、「分からない」（11.2%）の順となっている。

【一般】



【民生委員】



【一般市民】

		サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数		330	85 25.8%	191 57.9%	8 2.4%	1 0.3%	37 11.2%	8 2.4%
性別	男性	110	21 19.1%	71 64.5%	3 2.7%	1 0.9%	13 11.8%	1 0.9%
	女性	112	30 26.8%	66 58.9%	2 1.8%	0 0.0%	10 8.9%	4 3.6%
	無回答	108	34 31.5%	54 50.0%	3 2.8%	0 0.0%	14 13.0%	3 2.8%
年齢	20歳代	16	5 31.3%	9 56.3%	0 0.0%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%
	30歳代	32	10 31.3%	17 53.1%	2 6.3%	0 0.0%	3 9.4%	0 0.0%
	40歳代	47	14 29.8%	31 66.0%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%
	50歳代	50	14 28.0%	26 52.0%	2 4.0%	0 0.0%	7 14.0%	1 2.0%
	60歳代	102	21 20.6%	70 68.6%	3 2.9%	0 0.0%	6 5.9%	2 2.0%
	70歳代以上	80	20 25.0%	36 45.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 25.0%	4 5.0%
	無回答	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
	自営業	26	6 23.1%	14 53.8%	2 7.7%	0 0.0%	4 15.4%	0 0.0%
	会社員・会社役員	63	15 23.8%	43 68.3%	1 1.6%	1 1.6%	3 4.8%	0 0.0%
	公務員・団体職員	22	7 31.8%	14 63.6%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	13 35.1%	19 51.4%	0 0.0%	0 0.0%	4 10.8%	1 2.7%
	家事専業	49	15 30.6%	25 51.0%	2 4.1%	0 0.0%	5 10.2%	2 4.1%
	学生	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	20 18.2%	66 60.0%	2 1.8%	0 0.0%	17 15.5%	5 4.5%
	その他	12	5 41.7%	6 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
	無回答	5	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	7 21.9%	17 53.1%	1 3.1%	1 3.1%	4 12.5%	2 6.3%
	夫婦のみ	122	29 23.8%	73 59.8%	2 1.6%	0 0.0%	16 13.1%	2 1.6%
	親子	155	40 25.8%	93 60.0%	3 1.9%	0 0.0%	15 9.7%	4 2.6%
	親～孫の3世代	7	3 42.9%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	4	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
居住地域	東市来	76	23 30.3%	43 56.6%	3 3.9%	0 0.0%	7 9.2%	0 0.0%
	伊集院	158	43 27.2%	95 60.1%	3 1.9%	1 0.6%	11 7.0%	5 3.2%
	日吉	33	7 21.2%	18 54.5%	0 0.0%	0 0.0%	7 21.2%	1 3.0%
	吹上	59	10 16.9%	34 57.6%	2 3.4%	0 0.0%	11 18.6%	2 3.4%
	無回答	4	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%

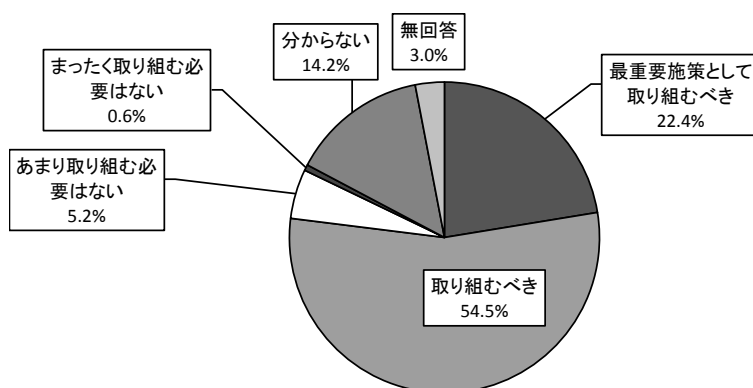
【民生委員・児童委員】

	サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数	75	25 33.3%	47 62.7%	1 1.3%	0 0.0%	1 1.3%	1 1.3%

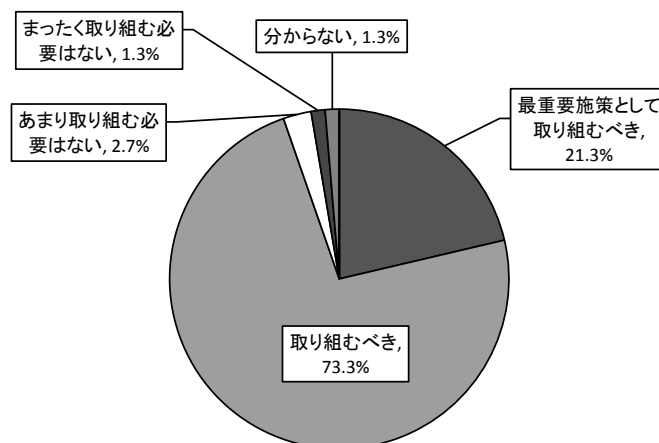
イ 生活困窮者に対する住居確保費用給付（N=330,SA）

何らかの理由によって住居を失ったり、その恐れがある人に対して、一定期間に限ってその費用を支給する事業については、「取り組むべき」が54.5%と最も多く、次いで「最重要施策として取り組むべき」（22.4%）、「分からない」（14.2%）などの順となっている。

【一般】



【民生委員】



【一般市民】

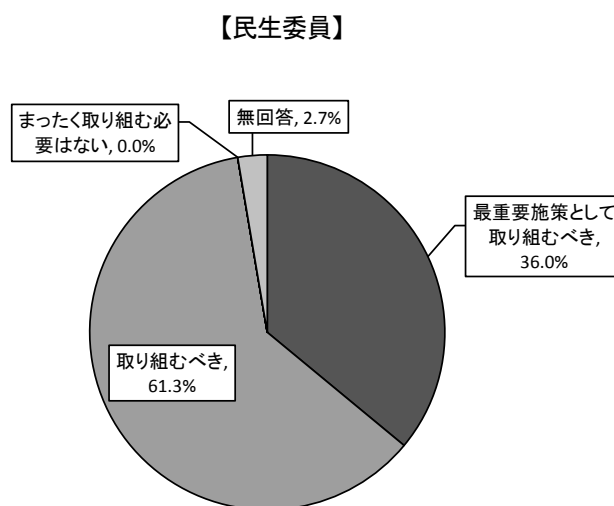
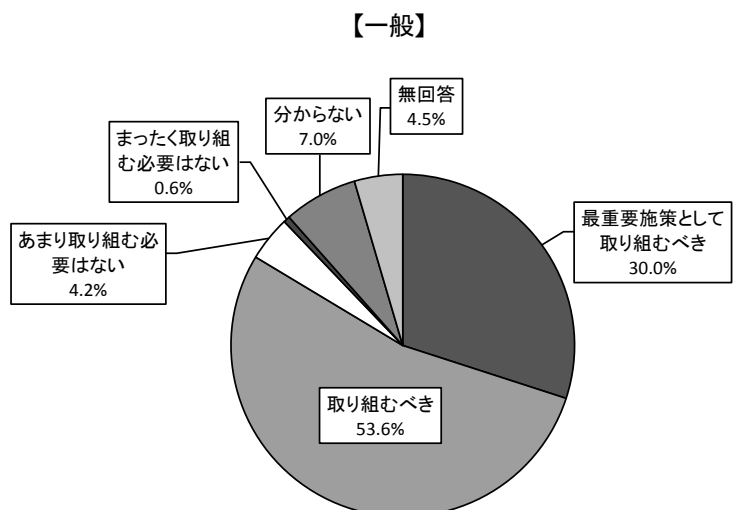
		サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数		330	74 22.4%	180 54.5%	17 5.2%	2 0.6%	47 14.2%	10 3.0%
性別	男性	110	19 17.3%	65 59.1%	7 6.4%	2 1.8%	15 13.6%	2 1.8%
	女性	112	25 22.3%	62 55.4%	4 3.6%	0 0.0%	16 14.3%	5 4.5%
	無回答	108	30 27.8%	53 49.1%	6 5.6%	0 0.0%	16 14.8%	3 2.8%
年齢	20歳代	16	4 25.0%	7 43.8%	3 18.8%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%
	30歳代	32	10 31.3%	15 46.9%	2 6.3%	1 3.1%	4 12.5%	0 0.0%
	40歳代	47	9 19.1%	30 63.8%	2 4.3%	0 0.0%	4 8.5%	2 4.3%
	50歳代	50	14 28.0%	25 50.0%	3 6.0%	0 0.0%	7 14.0%	1 2.0%
	60歳代	102	19 18.6%	64 62.7%	4 3.9%	0 0.0%	13 12.7%	2 2.0%
	70歳代以上	80	16 20.0%	38 47.5%	3 3.8%	0 0.0%	18 22.5%	5 6.3%
	無回答	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
	自営業	26	7 26.9%	12 46.2%	2 7.7%	0 0.0%	5 19.2%	0 0.0%
	会社員・会社役員	63	14 22.2%	38 60.3%	4 6.3%	2 3.2%	5 7.9%	0 0.0%
	公務員・団体職員	22	7 31.8%	10 45.5%	3 13.6%	0 0.0%	2 9.1%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	10 27.0%	19 51.4%	1 2.7%	0 0.0%	6 16.2%	1 2.7%
	家事専業	49	11 22.4%	27 55.1%	1 2.0%	0 0.0%	8 16.3%	2 4.1%
	学生	3	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	20 18.2%	61 55.5%	5 4.5%	0 0.0%	18 16.4%	6 5.5%
	その他	12	3 25.0%	7 58.3%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%
	無回答	5	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	9 28.1%	13 40.6%	0 0.0%	1 3.1%	7 21.9%	2 6.3%
	夫婦のみ	122	23 18.9%	71 58.2%	8 6.6%	1 0.8%	16 13.1%	3 2.5%
	親子	155	36 23.2%	86 55.5%	7 4.5%	0 0.0%	21 13.5%	5 3.2%
	親～孫の3世代	7	3 42.9%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
	無回答	4	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
居住地域	東市来	76	17 22.4%	49 64.5%	1 1.3%	0 0.0%	8 10.5%	1 1.3%
	伊集院	158	35 22.2%	89 56.3%	12 7.6%	2 1.3%	14 8.9%	6 3.8%
	日吉	33	6 18.2%	16 48.5%	0 0.0%	0 0.0%	10 30.3%	1 3.0%
	吹上	59	15 25.4%	25 42.4%	4 6.8%	0 0.0%	13 22.0%	2 3.4%
	無回答	4	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

	サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数	75	16 21.3%	55 73.3%	2 2.7%	1 1.3%	1 1.3%	0 0.0%

ウ 生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労準備支援（N=330,SA）

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事する準備として、生活習慣形成、就労に必要な社会的能力の習得、就労に向けた技法や知識の習得などを計画的に支援する就労準備のための支援については、「取り組むべき」が53.6%と最も多く、次いで「最重要施策として取り組むべき」（30.0%）、「分からない」（7.0%）などの順となっている。



【一般市民】

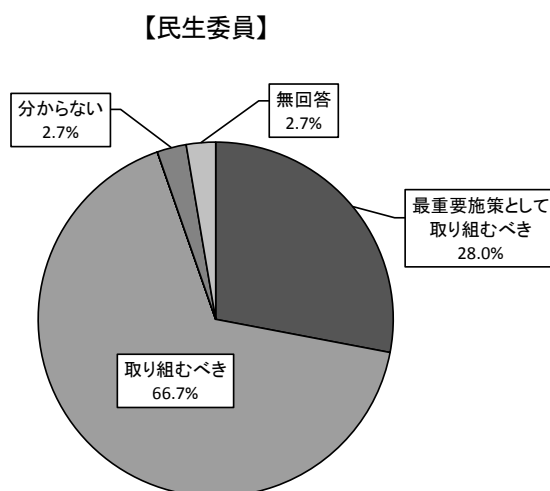
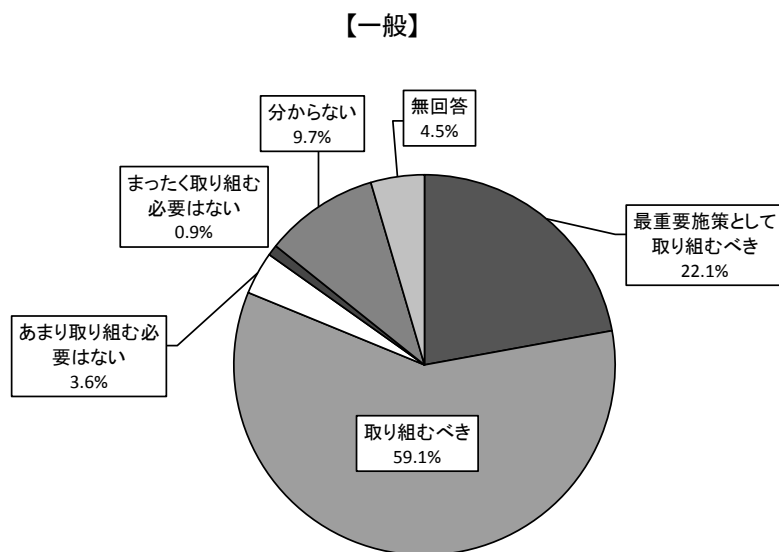
		サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数		330	99 30.0%	177 53.6%	14 4.2%	2 0.6%	23 7.0%	15 4.5%
性別	男性	110	33 30.0%	60 54.5%	5 4.5%	1 0.9%	8 7.3%	3 2.7%
	女性	112	31 27.7%	62 55.4%	5 4.5%	0 0.0%	7 6.3%	7 6.3%
	無回答	108	35 32.4%	55 50.9%	4 3.7%	1 0.9%	8 7.4%	5 4.6%
年齢	20歳代	16	8 50.0%	7 43.8%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	30歳代	32	12 37.5%	15 46.9%	2 6.3%	1 3.1%	2 6.3%	0 0.0%
	40歳代	47	18 38.3%	26 55.3%	2 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%
	50歳代	50	17 34.0%	23 46.0%	4 8.0%	0 0.0%	4 8.0%	2 4.0%
	60歳代	102	22 21.6%	68 66.7%	5 4.9%	0 0.0%	3 2.9%	4 3.9%
	70歳代以上	80	21 26.3%	36 45.0%	0 0.0%	1 1.3%	14 17.5%	8 10.0%
	無回答	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
	自営業	26	10 38.5%	11 42.3%	2 7.7%	0 0.0%	2 7.7%	1 3.8%
	会社員・会社役員	63	19 30.2%	39 61.9%	2 3.2%	1 1.6%	2 3.2%	0 0.0%
	公務員・団体職員	22	11 50.0%	8 36.4%	2 9.1%	0 0.0%	1 4.5%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	11 29.7%	20 54.1%	1 2.7%	0 0.0%	2 5.4%	3 8.1%
	家事専業	49	18 36.7%	23 46.9%	2 4.1%	0 0.0%	3 6.1%	3 6.1%
	学生	3	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	23 20.9%	63 57.3%	5 4.5%	1 0.9%	10 9.1%	8 7.3%
	その他	12	5 41.7%	7 58.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	5	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	7 21.9%	18 56.3%	2 6.3%	0 0.0%	3 9.4%	2 6.3%
	夫婦のみ	122	32 26.2%	69 56.6%	5 4.1%	1 0.8%	7 5.7%	8 6.6%
	親子	155	52 33.5%	79 51.0%	6 3.9%	1 0.6%	12 7.7%	5 3.2%
	親～孫の3世代	7	2 28.6%	4 57.1%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	4	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
居住地域	東市来	76	26 34.2%	40 52.6%	3 3.9%	0 0.0%	4 5.3%	3 3.9%
	伊集院	158	47 29.7%	87 55.1%	8 5.1%	1 0.6%	10 6.3%	5 3.2%
	日吉	33	9 27.3%	17 51.5%	1 3.0%	0 0.0%	5 15.2%	1 3.0%
	吹上	59	16 27.1%	31 52.5%	2 3.4%	0 0.0%	4 6.8%	6 10.2%
	無回答	4	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

		サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数		75	27 36.0%	46 61.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%

エ 生活困窮者及び生活保護受給者に対する中間的就労支援（N=330,SA）

就労経験が少なかったり、長期間就労に就く前に、柔軟な働き方が必要な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、「働く経験の場・実習の場」を提供する一般就労と福祉的就労との中間に位置する中間的就労への支援については、「取り組むべき」が59.1%と最も多く、次いで「最重要施策として取り組むべき」（22.1%）、「分からない」（9.7%）などの順となっている。



【一般市民】

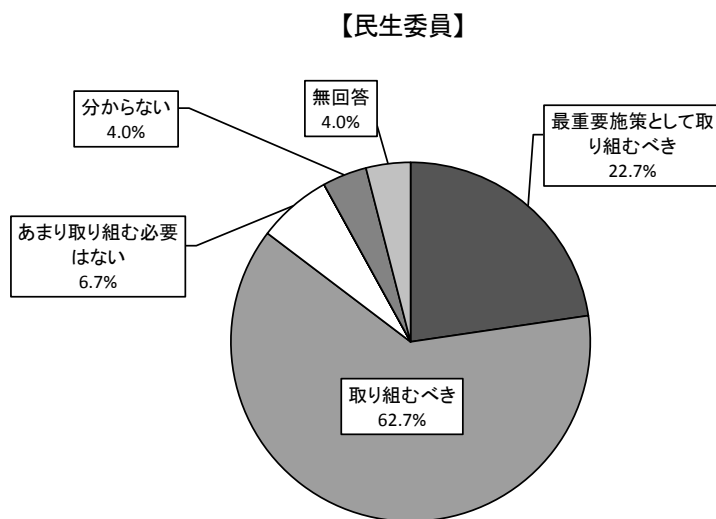
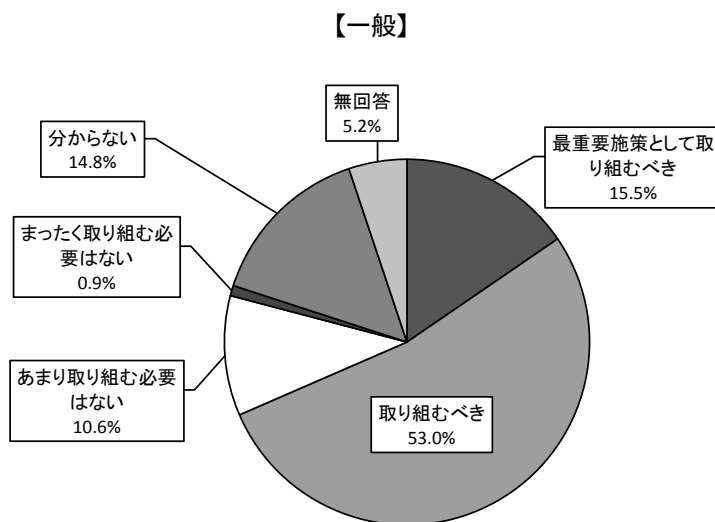
		サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数		330	73 22.1%	195 59.1%	12 3.6%	3 0.9%	32 9.7%	15 4.5%
性別	男性	110	24 21.8%	63 57.3%	6 5.5%	2 1.8%	11 10.0%	4 3.6%
	女性	112	21 18.8%	73 65.2%	3 2.7%	0 0.0%	9 8.0%	6 5.4%
	無回答	108	28 25.9%	59 54.6%	3 2.8%	1 0.9%	12 11.1%	5 4.6%
年齢	20歳代	16	6 37.5%	8 50.0%	0 0.0%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%
	30歳代	32	8 25.0%	17 53.1%	2 6.3%	1 3.1%	3 9.4%	1 3.1%
	40歳代	47	13 27.7%	30 63.8%	2 4.3%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%
	50歳代	50	11 22.0%	30 60.0%	3 6.0%	0 0.0%	4 8.0%	2 4.0%
	60歳代	102	21 20.6%	64 62.7%	4 3.9%	1 1.0%	6 5.9%	6 5.9%
	70歳代以上	80	13 16.3%	44 55.0%	1 1.3%	0 0.0%	17 21.3%	5 6.3%
	無回答	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
	自営業	26	9 34.6%	12 46.2%	3 11.5%	0 0.0%	1 3.8%	1 3.8%
	会社員・会社役員	63	17 27.0%	39 61.9%	1 1.6%	1 1.6%	4 6.3%	1 1.6%
	公務員・団体職員	22	5 22.7%	13 59.1%	2 9.1%	0 0.0%	2 9.1%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	8 21.6%	23 62.2%	0 0.0%	0 0.0%	3 8.1%	3 8.1%
	家事専業	49	13 26.5%	28 57.1%	2 4.1%	0 0.0%	2 4.1%	4 8.2%
	学生	3	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	16 14.5%	68 61.8%	3 2.7%	1 0.9%	16 14.5%	6 5.5%
	その他	12	4 33.3%	6 50.0%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
	無回答	5	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	6 18.8%	19 59.4%	1 3.1%	1 3.1%	4 12.5%	1 3.1%
	夫婦のみ	122	25 20.5%	75 61.5%	5 4.1%	1 0.8%	10 8.2%	6 4.9%
	親子	155	37 23.9%	88 56.8%	5 3.2%	0 0.0%	17 11.0%	8 5.2%
	親～孫の3世代	7	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	4	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
居住地域	東市来	76	19 25.0%	49 64.5%	1 1.3%	1 1.3%	5 6.6%	1 1.3%
	伊集院	158	36 22.8%	93 58.9%	7 4.4%	2 1.3%	14 8.9%	6 3.8%
	日吉	33	5 15.2%	16 48.5%	2 6.1%	0 0.0%	7 21.2%	3 9.1%
	吹上	59	12 20.3%	35 59.3%	2 3.4%	0 0.0%	5 8.5%	5 8.5%
	無回答	4	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

	サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数	75	21 28.0%	50 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%	2 2.7%

オ 生活困窮者に対する家計相談支援（N=330,SA）

生活困窮者に対して、家計収支全体の改善のため、公的制度の利用支援や家計表の作成などの家計管理に関する助言や貸付けのあっせん等の支援を実施する家計相談支援については、「取り組むべき」が53.0%と最も多く、次いで「最重要施策として取り組むべき」(15.5%)、「分からない」(14.8%)などの順となっている。



【一般市民】

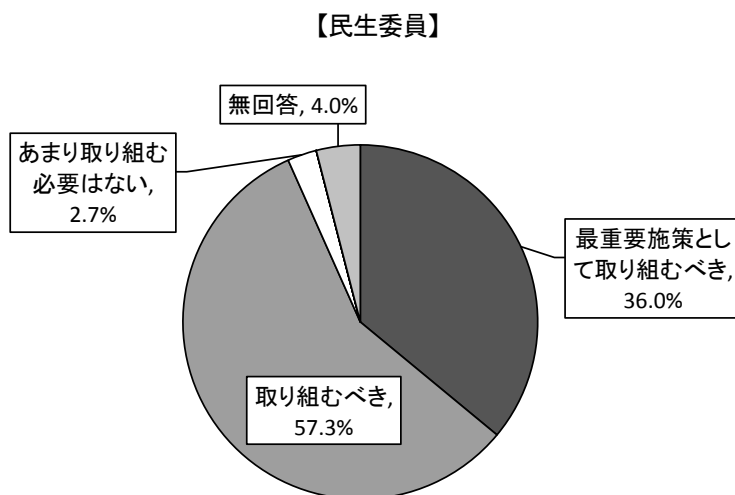
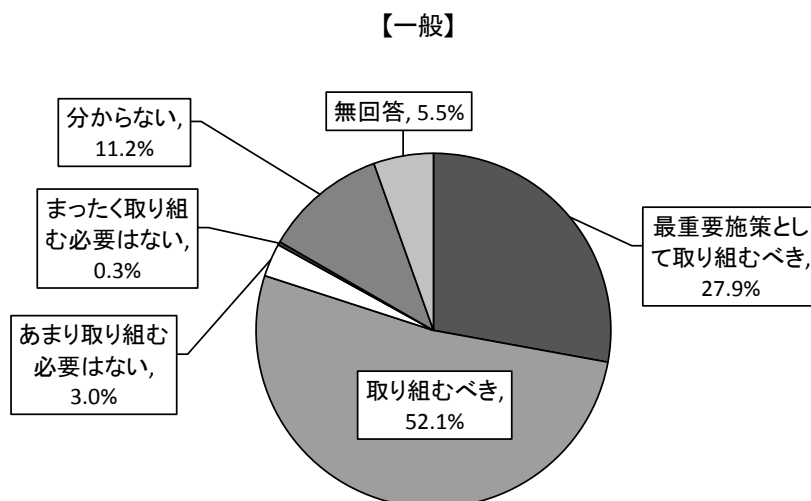
		サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数		330	51 15.5%	175 53.0%	35 10.6%	3 0.9%	49 14.8%	17 5.2%
性別	男性	110	16 14.5%	61 55.5%	13 11.8%	2 1.8%	13 11.8%	5 4.5%
	女性	112	17 15.2%	61 54.5%	14 12.5%	0 0.0%	14 12.5%	6 5.4%
	無回答	108	18 16.7%	53 49.1%	8 7.4%	1 0.9%	22 20.4%	6 5.6%
年齢	20歳代	16	1 6.3%	10 62.5%	4 25.0%	0 0.0%	1 6.3%	0 0.0%
	30歳代	32	7 21.9%	14 43.8%	5 15.6%	1 3.1%	5 15.6%	0 0.0%
	40歳代	47	9 19.1%	28 59.6%	4 8.5%	0 0.0%	4 8.5%	2 4.3%
	50歳代	50	12 24.0%	25 50.0%	5 10.0%	0 0.0%	7 14.0%	1 2.0%
	60歳代	102	11 10.8%	60 58.8%	14 13.7%	1 1.0%	9 8.8%	7 6.9%
	70歳代以上	80	10 12.5%	36 45.0%	3 3.8%	1 1.3%	23 28.8%	7 8.8%
	無回答	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
	自営業	26	8 30.8%	12 46.2%	2 7.7%	0 0.0%	3 11.5%	1 3.8%
	会社員・会社役員	63	11 17.5%	37 58.7%	7 11.1%	1 1.6%	7 11.1%	0 0.0%
	公務員・団体職員	22	2 9.1%	14 63.6%	5 22.7%	0 0.0%	1 4.5%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	10 27.0%	17 45.9%	3 8.1%	0 0.0%	5 13.5%	2 5.4%
	家事専業	49	9 18.4%	24 49.0%	5 10.2%	0 0.0%	7 14.3%	4 8.2%
	学生	3	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	9 8.2%	57 51.8%	11 10.0%	2 1.8%	22 20.0%	9 8.2%
	その他	12	2 16.7%	6 50.0%	2 16.7%	0 0.0%	1 8.3%	1 8.3%
	無回答	5	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	4 12.5%	19 59.4%	2 6.3%	0 0.0%	5 15.6%	2 6.3%
	夫婦のみ	122	17 13.9%	64 52.5%	16 13.1%	3 2.5%	15 12.3%	7 5.7%
	親子	155	25 16.1%	79 51.0%	16 10.3%	0 0.0%	27 17.4%	8 5.2%
	親～孫の3世代	7	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	4	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
居住地	東市来	76	15 19.7%	42 55.3%	9 11.8%	0 0.0%	8 10.5%	2 2.6%
	伊集院	158	24 15.2%	88 55.7%	17 10.8%	2 1.3%	18 11.4%	9 5.7%
	日吉	33	4 12.1%	18 54.5%	2 6.1%	0 0.0%	7 21.2%	2 6.1%
	吹上	59	7 11.9%	25 42.4%	7 11.9%	1 1.7%	15 25.4%	4 6.8%
	無回答	4	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

	サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数	75	17 22.7%	47 62.7%	5 6.7%	0 0.0%	3 4.0%	3 4.0%

カ 生活困窮者及び生活保護受給者に対する学習支援（N=330,SA）

貧困の連鎖の防止等のために、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、養育相談や学び直しの機会の提供、子どもへの学習支援などを実施する学習支援については、「取り組むべき」が52.1%と最も多く、次いで「最重要施策として取り組むべき」（27.9%）、「分からない」（11.2%）などの順となっている。



【一般市民】

		サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数		330	92 27.9%	172 52.1%	10 3.0%	1 0.3%	37 11.2%	18 5.5%
性別	男性	110	32 29.1%	56 50.9%	3 2.7%	1 0.9%	14 12.7%	4 3.6%
	女性	112	34 30.4%	57 50.9%	3 2.7%	0 0.0%	12 10.7%	6 5.4%
	無回答	108	26 24.1%	59 54.6%	4 3.7%	0 0.0%	11 10.2%	8 7.4%
年齢	20歳代	16	7 43.8%	8 50.0%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	30歳代	32	18 56.3%	9 28.1%	1 3.1%	0 0.0%	3 9.4%	1 3.1%
	40歳代	47	17 36.2%	25 53.2%	2 4.3%	0 0.0%	1 2.1%	2 4.3%
	50歳代	50	15 30.0%	26 52.0%	3 6.0%	0 0.0%	5 10.0%	1 2.0%
	60歳代	102	18 17.6%	61 59.8%	3 2.9%	1 1.0%	13 12.7%	6 5.9%
	70歳代以上	80	16 20.0%	41 51.3%	0 0.0%	0 0.0%	15 18.8%	8 10.0%
	無回答	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
職業	農林水産業	3	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
	自営業	26	8 30.8%	12 46.2%	2 7.7%	0 0.0%	3 11.5%	1 3.8%
	会社員・会社役員	63	20 31.7%	34 54.0%	2 3.2%	0 0.0%	6 9.5%	1 1.6%
	公務員・団体職員	22	12 54.5%	8 36.4%	1 4.5%	0 0.0%	1 4.5%	0 0.0%
	パート・アルバイト	37	14 37.8%	17 45.9%	1 2.7%	0 0.0%	3 8.1%	2 5.4%
	家事専業	49	12 24.5%	25 51.0%	3 6.1%	0 0.0%	3 6.1%	6 12.2%
	学生	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無職	110	19 17.3%	64 58.2%	1 0.9%	1 0.9%	18 16.4%	7 6.4%
	その他	12	3 25.0%	8 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%
	無回答	5	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%
家族構成	一人暮らし	32	4 12.5%	20 62.5%	0 0.0%	0 0.0%	6 18.8%	2 6.3%
	夫婦のみ	122	33 27.0%	63 51.6%	3 2.5%	1 0.8%	14 11.5%	8 6.6%
	親子	155	48 31.0%	80 51.6%	4 2.6%	0 0.0%	15 9.7%	8 5.2%
	親～孫の3世代	7	3 42.9%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	それ以外の親族	5	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	5	0 0.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
	無回答	4	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
居住地	東市来	76	29 38.2%	33 43.4%	2 2.6%	0 0.0%	8 10.5%	4 5.3%
	伊集院	158	42 26.6%	87 55.1%	4 2.5%	1 0.6%	16 10.1%	8 5.1%
	日吉	33	7 21.2%	19 57.6%	0 0.0%	0 0.0%	5 15.2%	2 6.1%
	吹上	59	12 20.3%	32 54.2%	4 6.8%	0 0.0%	7 11.9%	4 6.8%
	無回答	4	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%

【民生委員・児童委員】

	サンプル数	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべ き	あまり取り 組む必要は ない	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答
総数	75	27 36.0%	43 57.3%	2 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.0%

キ 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の取り組み（まとめ）

(1)～(6)の事業に対する重要度の比較を実施した。

その結果、最も重要度が高い事業は、「(3)生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労準備支援」となり、次いで、「(1)生活困窮者の自立に向けた相談体制の充実」、「(6)生活困窮者及び生活保護受給者に対する学習支援」、「(4)生活困窮者及び生活保護受給者に対する中間的就労支援」、「(2)生活困窮者に対する住居確保費用給付」、「(5)生活困窮者に対する家計相談支援」という順となっている。

	最重要施策 として取り組 むべき	取り組むべき	あまり取り組 む必要はな い	まったく取り 組む必要は ない	分からない	無回答	重要度
(1) 生活困窮者の自立に向けた相談体制の充実	85 25.8%	191 57.9%	8 2.4%	1 0.3%	37 11.2%	8 2.4%	1.06
(2) 生活困窮者に対しての住居確保費用給付	74 22.4%	180 54.5%	17 5.2%	2 0.6%	47 14.2%	10 3.0%	0.93
(3) 生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労準備支援	99 30.0%	177 53.6%	14 4.2%	2 0.6%	23 7.0%	15 4.5%	1.08
(4) 生活困窮者及び生活保護受給者に対する中間的就労支援	73 22.1%	195 59.1%	12 3.6%	3 0.9%	32 9.7%	15 4.5%	0.98
(5) 生活困窮者に対する家計相談支援	51 15.5%	175 53.0%	35 10.6%	3 0.9%	49 14.8%	17 5.2%	0.72
(6) 生活困窮者及び生活保護受給者に対する学習支援	92 27.9%	172 52.1%	10 3.0%	1 0.3%	37 11.2%	18 5.5%	1.04

※重要度：「最重要施策として取り組むべき」を2点、「取り組むべき」を1点、「あまり取り組む必要はない」を-1点、「まったく取り組む必要はない」を-2点として算出。

④ 生活困窮者自立支援制度についてのご意見・ご提案（自由回答）

【一般】

【学習支援事業は必要】

生活が苦しい親を持つ子供たちの学習支援事業は大事だと思います。格差社会を無くすためにも必要なのでは。

子どもには進みたい道に進めるようにできるだけして欲しい。自分の将来は決まっている（進学なし）と思わず本人が頑張れば認めてもらえるようになればいい。

生活保護を受けている家庭の子どもたちの学習格差は最低限に無くして欲しいものです。家が貧しいからという理由で幼いころから学ぶ機会に自分から避けてしまう性格が身につくと、その子の人生もだし、社会的に見ても長期的デメリットが大きいのと思う。

子どもがいる家庭であれば、子供の生活、学習環境の改善や保護を優先すべきと考える。親（本人）は自ら改善に努めるべきだが未成年者はどうすることもできない。生活困窮の原因が多種多様であれば対応も多種多様であるだろうから意見の出しようがありません。行政で個々に応じた対応をすべきなのではないですか

【就労に向けた準備のための支援は必要】

本当に就労を希望されるのであれば支援すべきと思います。

就労できずに費用を支給することが必要ならば社会参加欲を起こさせる為にもボランティア等の社会活動参加と併せていった方が良いのではと思います。

就職活動をして就職できない方々の補助手当、食費だけでもしてほしい。

【まずは家族・親戚に相談】

困った時は自立支援制度を受け入れるべきだが、まずは家族に相談してそれでもだめならしかたないのではないのでしょうか？

困窮者の親族等にも協力してもらえないか相談してみてもは。

誰が生活困窮者で誰が生活保護受給者なのか一般の人では把握できないと思う。色々な調査（資産等）を行って認定していると存じますが、まず親族等（子ども、兄弟姉妹）からの支援ができないのか、そちらを優先重視すべきでは？

【就労について】

働く意思の有無が自立する事との関係が深いので本人も親も含めて相談（面談）をする必要がある。その為に本人たちでは解決できない場合もあると思われるので、行政の方々の手助けが必要だろうと思われる。しかし今までの生育環境の中で培われたものは非常に強いので本当に大変であろうと思う。

老いた老人以外の健康な若者には強制的でも就労に向けた訓練等を実施するべきだと思います。

【具体的な提案】

まず産業を増やす事。労働時間が5時間と社会保険を払いたくないのか？という労働条件、または契約1ヶ月～2ヶ月ごとに更新といった派遣とかかわらないパート（直雇用でも）もあります。団塊リタイアの老人が年金支給までの間安く使えるので人件費の為に使われやすい事。個人的には単純労働者による業種は先が無いと思う。機械化という設備投資で人は減らされますので単純に金を稼ぐ物支援ではワープアの再生産になります。地方の仕事のなさは商売家のなさと正比例していますから地方にいた人間には理解できることです。老人は先が短いので知りません。ですが今の若年や青年は先があります。実感として地方には夢無いなと思う。色々やる事業者が集まる地域には情報も人もおのずと集まります。何よりいて楽しい場所です。感心させられることもあります。地方にも実験的に特区をつくるのは見てみたいです。

これ以上の税金の無駄遣いは許されない。日置市にすでにある空き家、耕作放棄地、荒れた山林…これらを全て資源として活用できるはず、新規事業ではなく「あるものを活かす」だけで自然と雇用が生まれる。またお金を使わなくても幸せに暮らせるというモデルを全国に先駆けて提案、実践していくべきである。

シングルマザーの生活が成り立っていくように、子が病気になった時にあずかってくれるところを作るか休みやすいような環境を作る（給料減らされないような）。雇用があっても派遣では生活再建は困難。今の時代一度正規社員でなくなったら二度と正規社員に戻れない。企業側を優先するのではなくて個人の生活が成り立っていくように雇用や税制を見直すべき。貧困の連鎖は今のままで終わらない。働きたくても働けない状況がいっぱいある。本当に困っている人が保護を受けられるように。仕事を見つけて働いても主入が少なければ貧困がある。最低賃金をあげる。正規雇用を増やす。○水道料・光熱費の補助○食べるものの差し入れとか。

市役所にわかりやすいパンフレットや窓口を作るなどして人が行きやすい相談しやすい入口を作る。又誰でもわかりやすい線引きをして欲しい。

自立支援のそのためには、費用（物資）や働く機会の紹介だけでなく、まず苦勞を聞くという心をひらいた相談体制だと思います。その充実をお願い致します。

多種多様の職種の事業所へ受け入れ態勢を整えてもらいアルバイト的でもいいので体験させたら？

【生活困窮者・生活保護受給者に支援は必要】

40代までは仕事も多いが50代から仕事したくても、なかなか見つかりません。そのための生活が苦しくなることもあり、ミドルエイジ対策で自治体が動いてほしい。

若い頃身体を使い、汗水流して働いてきても年取った時貯金が多くあるかという人生必ずしもそうはいきません。私達も農家でまじめに働いてきたつもりですが、サラリーマンの方より生活は悪いです。そういう人たちに世の中の方が手を差し伸べてくださることはありがたいことです。自分でできる限りは頑張るつもりですが、そういう制度があることはありがたいです。

健康であれば働ける方は就労すべきでしょう。私は病気になり働けない間の支援をお願いしたいのですが、心臓病の場合、月1回の診療で¥15,000（レントゲン、心電図、エコー、薬）ぐらいが必要で家で安静か、入院と言われて仕事をへらして3時間程度にパートをしています月6万円では借金するしかない。

ニートや引きこもりの方も受け入れるような事業所が増える事を望みます。

本人が心を開いて色々話してくれるまでは、かなりの時間を要するのでは…と思います。やさしい思いやりの気持ちで接して頂きたい。

就労の場の確保、生活困窮者の原因を把握し改善と指導充実を図る。

【支援する前にしっかりとした調査をしてほしい】

生活困窮者に援助する余裕のある親、ないし子（成人）に調査を行いできる範囲で支援をお願いする。

支援制度については、確実に調査し支援の必要のない者（家庭）まで支援する事ないようにしてほしい。生活保護でも過去内縁関係にあつて夫婦生活を営みながら、男性は仕事に行っているのに母子年金等支給されていた。その辺の所をよく調査しまじめに働いている人が馬鹿みないよう、ちゃんとした調査を望む。民生委員の選任についても大問題である。

本当に支援が必要なのか厳しいチェックが必要。現在生活保護受給者の中にはたぶんに甘えがみられる。まじめに働いて保護対象にならないよう日々努力しておられる方も多い中不公平を感じる。

本当に困っている方へ支援が重要だと思います。市役所の方々も見極めは難しいと思いますが現に仕事もしないで楽しんでお金をもらおうという方もいます。

必要な人が申し込まずそうでもない人が受給していると思われる。働く意思があれば受給しなくても良いのと思われる。若い人の受給は慎重にすべき。

若い方で生活困窮者の方は要領よくやっている人もいるため実際にしっかりと調べて対象者としてほしい。勤め先にも確認が必要と思う。

良く調べて必要な方にはすべきです。

生活困窮者の身分明確の為の調査を実現させる。

【生活困窮者・生活保護受給者の問題点】

働こうという気持ちがないひとに支援はどうでしょう…。

病気等で生活保護受給者の支援は望むが、その他の若人で働けるのにぶらぶらして遊んでいる人等がなかにはいると聞きますが、そんな人がいるとしたらどうだろうか？

生活困窮者、生活保護受給者さんたちも多種多様ではありますが、パチンコ屋通いは、どうかと思います。

要はやる気、やる気のない奴に支援不用。五体満足なのに議員の口利きで給付を受けている役者もいますよ。ご用心遊ばせ。

【その他】

若い頃20歳で結婚しました。3人の男の子をいい子に育てようと一生懸命二人で努力した結果それぞれ家庭をもって孫5人もできてとても幸せに暮らしています。

不動産等名義人が複数（相続人）処分の簡略化

小さい時から人様に迷惑をかけないように教え親は子供に生きざまを伝えるぐらいの事が必要だと思います。子供が子どもを育てることはできないと思います。働いてこそお金が稼げることを知って行動するべきだと思います。

あまり理解していない状況なので何もありません。もっと知ることを重要視して頂きたいです。

私の近くに困窮者がいます。今は体が少し動きます。この先、近所の人にも支援して欲しいです。又日置市の方でも支援又実態をよく調べてもらいたいです。近所の方は子供がいませんが、親戚や近所の方は、重要です。

【民生委員】

【学習支援事業は必要】

生活困窮者は家庭や個人の問題だけでなく社会に与える影響は大きい。又家庭の影響は子供への負の連鎖を生みやすくこれを絶つために、それぞれの子どもが十分に生きる事が出来るよう特に学習支援の必要性を感じています。塾をしていた（中学生）経験で親や子の環境がいかに学習能力や受験に影響があるかを体験しています。すべての子どもはその潜在的な能力を引き出されなければならないと思っています。

病気・失業・廃業等々生活できなくなった理由が様々。自立の支援も様々です。対象者の望む第一の支援は何かをしっかりと探り対応してやる必要がある。悪循環を招かないために子どもの学習支援として希望進路を選択できるよう就学制度の充実をするべきと思う。

学習支援事業の場合は学校から連絡があるのでわかりやすいでしょう。その後民生委員としての対応が必要なのか考えるべき。

【就労について】

就労してもらって生活費を削減すべき（就労できる人は）家計管理の指導強化。

特に就労について現物支給することが必要だと思います。

【支援する前にしっかりとした調査をしてほしい】

生活困窮について個々に条件が異なると思う。相談者に的確な指導方法支援が出来るか考慮する必要がある。

税金（市民税、固定資産税、軽自動車税、バイク税など）学校給食費など滞納調査をし、実態把握をして督促しても納入できなければ自治会長、民生委員等をお願いして実態把握できないものでしょうか。大変気づかいする難しい問題です。

【生活困窮者・生活保護受給者の問題点】

生活に困っている人、生活保護を受けている人の生活を見ているとまじめではないです。端から見ているとお金の使い方等も計画性がみえません。行政というか国のやり方を考え直して欲しいと皆言っています。

本人たちに自覚のない生活態度を見つける苛立ちを感じる事がある。どうしたら税金の無駄使いをなくせるか？本当に困っている人は誰なのか見極めが難しい。

現在受給されている人の中にも、もっともと思えるケースや支給日のあくる日はアルコールを飲んで金峰町の場外〇〇券売り場に行っている人様々です。支給決定後の実態を（本当の姿）調査して欲しい。

一生を働き続け年金生活になっている人よりも生活保護の収入が多いのは納得できない。又健康で働ける条件が整いながらも保護費が支給されている話も聞く（仕事をえり好みせず働くべきだ）。

【生活困窮者・生活保護受給者に支援は必要】

生活保護受給の自立支援大変大切なことだと思います。受給者と国民年金受給者の金額、話は違うと思いますが、自立支援を受けて頂きたいと思います。

生活困窮者の原因は人によって、さまざまですから対策の優先順位ときちんと見分け、先々いきる手当を講じてほしい。

原因がいろいろであれば、その人の置かれている状態をしっかりと考えて何とかしてくれるだろう、してもらおうよりも自分も頑張っている人であれば応援すべきである。

話を聞いてくれる人が近くにいると安心できると思う。

【具体的な提案】
民間の賃貸住宅等たくさんあるので住宅に関しては支援は必要ないと思います。就労に関して言えば、私の会社（建設業）は慢性的な人手不足で募集をしてもまったく来ない。定年者可に枠を広げても来ないと聞いています。（同業種他社でも同様な状況であるとよく耳にします）妻の職場（スーパー）でも同様な状況だとよく話を聞きます。知人（飲食業）の店も同じ悩みを抱えているようです。つまり選り好みせず本人たちのやる気次第で働くところはいくらでもある状況、支援などまったく必要ないと思います。それより必要なのは相談に来た人達の状況を徹底的に調査して把握する事に時間、人員、費用を割くべきだと思います。私の知人に未婚のシングルマザー（日置市在住）がいるのですが、生活は非常に困窮しております。両親のどちらかが子どもを預かってくれる日は朝早くから真夜中まで働いています。子どもを預かってもらえない日は児童クラブに預ける時間いっぱい働いています。自分のものは買わず子どもにも必要最低限のものしか与えられず、見ていて大変だと思います。市役所に生活保護の相談に行くと「未婚で子ども産んだらそうなるのは、分りますよね？」と言われて一蹴されたと聞きました。おかしくないですか？本当に支援が必要なのかどうか調査する事を最重要課題にするべきだと思います。働けるのに働かない、頼れる人がいるのに頼らないような人達に支援は不要。精一杯働いて頼める人には全力で協力してほしい、それでもなお生活が苦しい人達が少しでも楽になるような制度であることを願うばかりです。長々と失礼しました。
働く場の提供、及び住宅等の提供
婦人会、何々会、色々な会合などの際にそういう方が身近にいたらまた、あの人がそうかもしれないという人を報告なりしてもらおう。間違ってもそれはそれで…。
農地で耕作しない土地が増加しているので、これらの農地を活用するために農業のやり方を学ばせて農業をやってもらい収入を得てもらおう。農業に興味のある人に勧める。興味のない方々には別な方法を
市が中心となって地域コミュニティーをより強いものにできるような取り組みが必要
支援等は必要であると思うが、無償で行うのは、どうかと感じる。貸与して生活が潤ってきたら返すようなシステムにすべき正直、公務員という立場ですら月々のお金は足りていない。
支援や補助などでなく自立する方向へして欲しいです。
生活保護を受けている場合は、その使い道について毎月報告させるべきだと思います。支給日にそのまま遊興費として消えてしまうようなお金を税金から捻出する必要があるのか疑問です。「必要な最低限の生活」のためのお金ならある程度の制約があっても然るべきだと思うのです。「生活保護は厳しいものだ」という意識があれば自由に使えるお金を得るために勤労する意欲も出てくると思うのですが…
企業に対して雇用したら補助金を出す。
うわべだけの取り組みではなくその方が実際に自立していくための方法。自立が無理ならどこにどこまで手を差し伸べればよいのか担当の方の（プロ）見極めの力をつける。
多種多様でむずかしい、専門的な方が公務の方と協力して自立へ導いてほしい。しかしぎりぎりの金額でなければ、甘えて働く意欲が無いのではないかとも思う。

【その他】
貧困に負けないように頑張れるだけ頑張ること、若者は自分が必要とされる世の中が必ず来ると信じて負けずに働けばよいと思う。
推進作業の中から随時色々出てくるのではないのでしょうか？
年金のみの収入で生活している人の中には借入金返済で困り、生活資金を借りている人や生活保護を受けられないかと相談される人もありますが、出来る限り年金で頑張ってくださいと伝えています。
高齢で2人とも仕事をしていない息子さん（40・50代・仕事が続かない・パチンコ等をする）と同居されている方がいらっしゃいますが、自分が生きているうちは年金で何とかできるので死んだらお世話（相談・支援）してくださいと言われていました。他にも同じような例があるかと思います。財産（お金にならない）があるので生活保護も厳しいので今のうちに何とか就労できたら良いなと思っはいます。ただなかなか民生委員だけの力では難しいので窓口に一度相談に行こうと思います。
相談に乗ってもらえても解答が出てこないという方もいらっしゃいます。
支援を必要とされる方がそのように心を開いて下さるか心配です。

⑤生活困窮者の把握方法についてのご意見・ご提案（自由回答）

【一般】

【医療費支払い状況で把握】
病院にかかっているかの現状把握のため医療費支払いの状況も必要ではないか。
滞納してなくても、困っている人はいるはず。病院にかかっていたのに通ってこなくなった人。外出を極端に控えるようになった（外出すればお金を使う）とか、電気、水道料金を払えない人などに声掛け。
病気等で収入を絶たれるケースが多くみられるため単に税込だけでなく、たとえば医療費の支払い状況等も考慮すべきではないか。

【給食費未納、滞納で把握】
小学校とかの給食費未納者とかでも把握できないでしょうか。地域の公民館長さんにもお願いしたらいいのでは。
児童の給食費の滞納、保育費など。

【近隣からの情報】
近隣や親族に話を聴いたり子供が学生だと学校の先生に話を聞くなり身近な人に意見・状況を聞くことも必要かと思われます。税金の滞納は払える人も払っていない人もいるのでは？
近隣住民への聞き取り（公民会長等）を行う。
近所の人からの確かな情報を求める。
ご近所の方や公民館長などの意見を聞く。
隣近所からの役所への情報提供を依頼する。

【本人からの申し出で良い】
本人からの申し出も大切だと思います。本法の趣旨・内容の広報に努め啓発をお願い致します。
行政からわざわざお金をかけてまで探す必要はないのでは。本当に困っていたら来るはずです。

【公共料金（光熱費）の滞納者から把握】
困窮している状況を他人に相談はできないでしょうし、知られたくもないと思います。税金の滞納状況や公共料金の未納などからしか見るしかないと思います。
企業も光熱費の滞っている場合に気にかけていますよとの情報を持っていると思います。電気・ガスも月1回は民家を訪問しているので情報は多く持っていると思います。

【自治会・民生委員から情報を得る】
自治会や敬老者クラブ等の協力を求め、おおまかな該当者を絞り込み調査して把握する。
実際、支援を必要とされている方は相談に来られた時点で行政が最後の砦だと思います。早期の見極めがこの方々のボーダーラインだと思いますが、近所の自治会、民生委員では有効な把握方法はないように思えます。税金等の滞納だけではうかがい知れず本質は見えないですね。やはり自治会内での声掛けや近所の方同士の見守りが大切ですかね…。公共料金での滞納（水道料とか家賃（市住宅など）は無理なのでしょうかね…。
自治会、民生委員などの見守りネットワークを作る。
自治会役員さんたちの気軽な個別な家庭訪問など良いのではないかと考えます。自治会費の未納とか近くの方は心配していると思います。
集落や自治会等の意見は取り入れることは、無視？（普段の生活を見続けている人たちの）
各自治会の活用、特に集落長の役割として明確にしている。
自治会に情報交換の連絡協議会を設ける。

【自治会・民生委員から情報を得る】
自治会の役員及び担当職員と連携を取り把握する（個人情報の厳守が前提）。
自治会等と連絡を密にとる。
集落長や班長又は自治会の方で報告又家庭訪問を行う。
早期把握という事になればやはり近隣の方が一番だと思います。自治会長さん民生委員さん方へおたずねになる方法もあるかと思います。
困窮者在中の自治会における評価、近隣者の評価等を実現させる。
個人情報保護法などあり、難しいところもあると思いますが、自治会、民生委員さん方に状況を把握していただき（多少の積極的介入も仕方なく）地域の力を借りる。
個人情報を得るには難しい時代でもあるが地域行事（身近な自治会）への参加協力状況から近隣で情報交換の場を多く持つ、又自治会長との連携も図る。可能な限り（子供世帯の給食未払いや高校・大学中退（経済的理由）家庭の情報のキャッチ）電気料・水道料・ガス料金未払いやストップされている情報をもろう。長期療養中・失業中の方の家に訪問して会話を。
認知症対策のように地域で気づけたらいいのではないかと考えます。市役所には行きづらくてもまずは身近な人（民生委員、自治会長）をとと思いますが、仕事量が増えるのでしょうか。
まず地区の民生委員さんに相談できないものでしょうか。最初から市役所へ行くのは気が重い感じがします。
プライバシーの問題もあると思うが、やはり地域の目が一番重要だと思う。民生委員、学校、行政各々連携を密にとる必要がある（一歩踏み込んで）兼務ではなく専任の職員を配置したらどうだろうか。
民生委員、自治会長、警察署等の情報共有を行う。
民生委員や自治会役員に把握してもらおう。
福祉事務所等による訪問（民生委員、自治会役員も含む）を行う。
民生委員、集落の公民館長など実態がわかる時もあるのでは。
民生委員・自治会役員との連携を行う。
民生委員や自治会役員の意見を聞いた上で対象者を絞り込む。
地域の民生委員の方などにも協力してもらったらよいと思います。
民生委員、自治会役員、からの情報、学校などからの園児・児童・生徒の家庭状況に関する情報もなるべく把握し総合的に判断する関係機関等からの情報の提供については個人情報の守秘義務の例外適用を明確化する必要あり。
民生委員を活用して福祉アドバイザーの人に見守ってもらう。
民生委員制度を活用する。
【訪問して、直接会うことが必要】
家庭訪問される方々に情報を集めたり、協力していただく。
本人、あるいは兄弟などに会って話を聞く
書面のみでの判断ではなく、実際に当事者と話す事。
訪問する、来訪してもらい面接、相談。
家の外観、庭の様子、本人が着用している衣服、表情などから推察する。税金は払えるが払っていない人もいるのでは。
定期的に役所か警察の方などが住宅訪問をする。
地域の方の声を（普段の様子、生活ぶり等）又家庭訪問し、状況を確認（生活状態）したら？
現在ある各種相談事業所をはじめ行政機関等福祉施設、保育園、医療機関、民生委員等において要支援の情報等を基に専門の生活相談員による訪問等により的確な早期発見・支援につなげていければと思います。
【税金滞納者での把握】
現在の方法でよいと思います。
税金の滞納で絞り込む方法でいいと思う。

【市への要望】
本人が言えないのであれば、近隣者、民生委員、公民館長等周辺者へ情報収集を行い市の職員が足を運ぶ。
徹底的に役所の方で調べてみたら。
老人一人暮らしを市が確認をしておく。夫婦二人暮らしとしても高齢者85歳以上の家庭は特にマークしてあげたい。
生活が苦しいと市役所に相談に来た人に親切にいいいに相談に乗ってほしいです。

【税金滞納では把握は難しい】
滞納している人がすべて困っているとは思えない。
税金滞納だけではどうでしょうか。本当に払えない人なのか生活が大変で払えない人様々では…？もっと調査が必要だと思います。生活保護を受給されていて、そう思うほど貧困に見えない人います。
実際は、遊興に使用しながらも税金を滞納している方もいるのでは。
税金は無理してでも納めている人もいると思うのでそう言った方にも目を向けてほしい。
生活困窮者＝滞納者とは限らないと思います。個人情報保護の観点から難しい点もあるかと思いますが、医療機関（指定医以外にも）や教育現場等、外部の協力のもと対象者を絞り込んでほしいです。これらの人が誠意をもって対応してくれば…の話ですが。
まじめな人は食べるものを削ってでも税金は払うと思います。不真面目でぬくぬくと生活している人（受給者）を種子島でも多く見てきました。不公平がない支給制度を望みます。
滞納状況から把握することは余りあてになりませんね。納税できる状況でありながら納税しない人もおります。本当に困っているならば納税できない手続きをしていると考えますが、質問アンケートからは滞納状況の内容が分かりかねます。分析されているのであれば、別ですが。何事も現場の状況が分からなければ問題解決の糸口はみつかりません。机の上に座っているのではなく自分の足を使って聞き込み調査をすべきです。大変とは思いますが大企業の職員の努力を考えるとまだ甘いですよ。水道代や電気代の滞納状況からも把握できると思いますが不意の連絡は取れているのでしょうか。

【相談窓口の周知】
私が知らなかっただけでもかもしれませんが市役所に看板というか案内板をたてる。（もし、もうしてたらごめんなさい。）回覧板に一度でいいから大胆に載せる。とりあえず人目につかせて印象に残れば「そういう相談窓口もあったな」と思い出してもらえそう。
インターネット等にて相談窓口を作る。
市役所の窓口、総合窓口を工夫して、福祉課に誘導していただければありがたいと思います。
SNSや回覧板等を使いこの制度を周知してもらう。

【その他】
税金等の滞納状況から把握するのも大切ですが、税金を納めたくないという人もいるので日常の状態を確認する事も必要だと思う。市の健康診断や支援員、福祉と協力して把握するのも良いと思う。余裕があれば、支援員の方が実際に家に訪問して話するのも良い（行動してると思うが）。
相談員を各集落に2人～3人おいて自分の集落内を館長さんなりと、すみずみまで回って、色々な人々と会話することで、どこにどんな人がいるか、もしかしたらどこかにそういう困った人がいるかもしれない。
昔のように近所同士の付き合いが希薄になってきているのでなかなか情報を得ることは難しいと思います。病院受診を金銭的な問題で定期的にはできない方もいるため、公共機関や施設等の職員に相談された場合に情報を市と共に共有できると早期把握がさらにしやすくなると思います。ただし個人情報保護法等も問題となるため、なかなか難しいとは思いますが。
税金滞納者でも生活ぶりは良い方もいます。築何十年という古い家で今にも雨漏りがしそうな家で生活しています。修理もしたいけどできない。それに比べ県・市営住宅に住んでおられる方は、今まで自分たちが住んでいて悪くなったのに修理は県市がしてくれると聞きびっくり。内容はわかりませんが家賃も安いと聞きます。

【その他】
私も困窮者の一人です。企業の上司は履歴書を軽く見えています。この町は新しいことに挑戦するのは長けていると思いますが基本的なことが30年前の宮之城（現在は、さつま町）以下だと思っています。※災害用ラジオを利用して滞納者の名前を発表する。（NHKアナウンサー等の美声をきかす）※税務職員が中庭で手作りカレーをごちそうする（材料は、市役所上位10名で準備する）。
病気や障害などで働きたくても働けない方にもフォーカスしていただければと。
収入者<支出者かな？
本当に収入の少ない人は税金が課税されていないと思うのですが、漏れはでないのでしょうか。税金の課税されない人だけでも毎年1回歯科検診とかできるようにしてもらえるとチェックできるのでは？と思います。
今から以後、消費税等がだんだんに上向きに上がり続けてゆくのが必至とはいえ給料が同じ上向きならいざ知らず毎月毎月苦しさは目に見えてます。私どもとしては、少しでも安いところで買い物して日々消費を減らす…そのことが重要になってゆくばかりです。それでも日本そのものは豊かな国だと思っているのも確かです。決して不満のみでもありません。
金銭的に余裕がなくても金融機関などを通して、又は親族にお願いして市民税、県民税等払っている人間もいます。だからこそ絞り込むことは、困難だし最悪自殺の選択を余儀なくする。せざるを得ない状況です。このようなアンケートを内容を吟味して定期的にすることが大事です。
くわしく検討して欲しい。
本当に困った人を助けてほしい。
いまのところ何にも考えてないので。わかりません。けれども、その時になったら早急に自分なりに動きます。もちろん、子供や他の方にも力を借りるつもりです。
生活困窮者をいち早く把握することが本当に重要であり状況にあった支払方法など又免税法などに取り組めたらと思います。支払できる出来ない等の把握。
生活困窮者といいつつも今は車社会であり生活保護者でも車を持っているのではないかと。我々に聞いても見えてこない。年金生活者は、一部を除いてみんなあてはまるのではないかと。
国保で3割負担で¥15,000かかる。病院代は無理があり、月せめて¥2,500ぐらいまでなら何とかなるのですが毎年同じことをきかれるので行政で考えてください、確定申告での結果でこのアンケートをこられたのですか？

【民生委員】

【給食費未納、滞納で把握】

学校の中で給食費、就学援助、ネグレクトなど学校現場との連携も必要かと思います。汚れた衣服や姿、落ち着かない引っ込み思案、自己肯定感の全くない子供たちを救うことが出来ればと思います。DVとの連鎖。

このことについては、非常に難しい問題のようです。学校給食費、学級費、税金など滞納状況など把握し納入くださるよう督促しそれでも納入してもらえなければどうして納入してもらえないのか実態調査でもしてから実態をしっかりと把握してから支援するのはどうでしょうか。

【税金滞納者での把握】

各種税金の滞納者のチェックは重要だと思います。

【訪問して、直接会うことが必要】

民生委員の訪問活動の中で見えてくることもあるけれど、つつこんで話せることでもないなので他の方面からの声掛けをお願いしたい。

問8で書いたように親がいる内は何とか親が税金他の支払いはしようとされます。私は、ほとんどみんな顔見知りの田舎にいるので民生委員として情報が入ってくる方だと思いますが、徹底した個別訪問調査からの情報も必要だと思います。

【税金滞納では把握は難しい】

みじかに4人引きこもりの人を知っています。そのうち3人は親と同居ですが1人の方は幼い時に両親は離婚し父親に兄と姉は育てられ、父親は亡くなり兄と二人になり面倒を見てくれていた祖父母も亡くなり今現在兄妹それぞれ一人暮らしですが妹は全く兄も寄せ付けず世間とのつながりもなく地域の方が訪ねて行っても拒否し会えない状態が数年続いている。どのようにして生活しているのか、近所の人もわからずなにか打つ手はないものかと悩んでいます。親と同居の人は子供が支払うべき年金を親が支払ったりしているので市も税金滞納者だけでは将来生活困窮者につながるリストは作れないのではと思う。

税金を滞納しているから生活困窮者とは限らないと思いますが。

【自治会・民生委員から情報を得る】

地域で一番身近な公民館長や民生委員などと何らかのつながりを作って見守っていく事も大事な事かと思っています。

自治会長会議など地域を把握した方々の意見又協力を求める。

地域での自治会費等の集金の折とか。

生活困窮者をとりまく環境への把握の為、自治会等への聞き取りなどの実施。

自治会等で把握できないものでしょうか。

地域の現状を広く知ることのできる自治会長適任だと思う。民生委員も情報をキャッチしたら自治会長に連絡連携（市の係りに連絡する）。

民生委員でも担当地域なら把握できると思います。

情報が入りやすく民生委員や自治会長さんから気になる人の情報を積極的に受け入れ対応へ継げていくことが大事だと思います。

【相談窓口の周知】

生活困窮者の相談窓口があることをもっと市報等で市民に知らせた方が良いと思います。

【その他】
18歳とか20歳以上の方で給与支払い情報（給与無い方、少ない方（年間180万円？）などの方を調査し特に学生でない方を対象者として絞り込む様な方法はどうか。
生活困窮者が私ども民児協委員に相談があれば一番いいのですが自分で解決しようと無理されると民児協委員と住民が何でも話せる関係になれることが必要じゃないか、そこから情報が得られることもあるかもしれない。
関連機関の合同委員を設立し毎月1回程度開催したらどうか。
現実問題としては税金の滞納から絞り出すことが最良と思うが、本当に働く意思があれば職場体験をさせて軽い作業からそしてそれを長期間続くように又生活に密着したかたちにする方法しかないと思われる。その手助けとして職員だけではなくカウンセラー等の人材活用は考えることもありではないかと思う。
民生委員が訪問してもなかなか内部まで聞くのに勇気がいる。

⑤ 生活困窮者の相談窓口についてのご意見・ご提案（自由回答）

【一般】

【現在のまま（市役所福祉課）で良い】
本部は、市役所でも良いが、各部落の代表と月何回か確認（情報交換）をすべきと考える。（ただ待つだけでは、いずれこの制度も衰退していくのでは）。
近所の情報等を参考に最終的には現行のままが良い。
現行では、福祉課でいいと思いますが、人が足りているか見直しが必要と考えます。
相談窓口は福祉課でもいいと思いますが各地域支所ごとの範囲の相談窓口も設置したほうが良いのではないのでしょうか。また、介護障害等も取り込んだ自立支援協議会のセーフネットの確立を行い専門部会としては生活困窮者支援のための相談事業所が中心となる。
現在の福祉課でいいと思う。
福祉課でもいいですが、一般市民も自由に気掛けなく行ける窓口にして欲しい。
現在のままでいいと思う。（真の生活困窮者を把握するため民生委員、自治会長の負担軽減（人員増等）積極的個人情報の提供をしてはどうか。
相談窓口としては、望ましい場所と思います。
公平に処理してもらえれば現在のままでよいのでは。ただ組織として面談の時第3者的なしがらみのない窓口にしてもらえればよいと思う。
場所は今のままでいいと思いますが、相談しやすい窓口にしてほしいと思います。
現状でよいと思える。
市役所の福祉課でよいと思う。ただし対応する人の教育をしっかりしてほしい。取りつくしもないような対応や話を聞いても手続を保留（自分勝手な判断で）するような人がいないようにしてほしい。あたたかい対応を期待します。
現在の市役所の福祉課でいいと思います。
市役所で十分ではないか。
現行通り市役所に一本化すべきだと思う。あちこちにわけられるとどこに行けばいいのかさらにわかりづらくなる。
市役所が良いと思います。
今、相談窓口として望ましいのでは？よく色々な面で聞いてもらえるが…。
福祉課でよいと思います。

【電話で相談できる窓口を設置する】
個人情報の1つなので秘密など厳重にすること。窓口には行きにくい方もいらっしゃるのでは。電話等の対応もふやすのもいいかと思います。
TELで相談できるようにフリーダイヤル（無料）回線をもうけたらいろんな困った人がTELしてくるのでは？以前「いのちの電話」のボランティアをしたことがあったので。

【民生委員】
地域の民生委員や自治会役員に相談してからの福祉課への連絡が望ましいと思います（本人が直接市役所に出向かないと思います）。
まず近くにいる民生委員に相談できるように民生委員は福祉課と連絡を取る。
民生委員を窓口としたら？しっかりした委員の方に相談し判断・意見の確認を行う。
まず身近な民生委員さんなどを通し福祉課への相談に繋げる。

【出張窓口を設置する】
相談に来た方は、他の人と会いたくないと思う場合もあります。役所に行くことも悩むことも。市役所福祉課に設置してある相談窓口の出張窓口的な場所もどこかにあるといいかもとは思いますが。
市役所内だと相談しにくい。サテライト式に市役所から離れた場所もしくは社協の近くに設置してはどうかと思います。
出張相談など気軽にできれば…近くまで来てくれるといいな…
公民館等に出張相談所を設置する（月1回等）。

【公民館に設置してほしい】
公民館等公的所に設置して欲しい。
地域の公民館などすぐに行ける場所が良い。
人目のつかないところがいいと思います。人の目や耳が気になって心底話せないと思います。人が少ない中央公民館がいいと思います。

【相談しやすい場所の提供】
市役所福祉課は1Fフロアにあり人目に付きやすいため困窮者の相談窓口は2Fフロアに設置したほうが良いのでは。
相談しやすい場所1Fではなく2Fなどと仕切りおある部屋などはどうでしょう。
話を詳しく聞くうえで2Fの部屋の方が良いかと周りの目を気にせず会話できる。
福祉課に設置してあってもなかなか自分から相談に行けないのが現状だと思います。
1対1で話をしていると思う方もいれば話を受け止める方が複数いた方が判断漏れなどが無い事もあるのでは…。聞きだした方とか…。
別場所を設け気軽に相談できる場所を設けて欲しいです。
市役所に相談に行く事に抵抗があります。自分だったら行きません。以前、市役所に行ったときとてもひどい対応を受けました。正直この人へ給与として払う税金を納めているかと思うと日置市に住むのが嫌になりました。中には誠実に勤務されている方もいると思いますが、いつも期待を裏切る人の心に土足で入ってくる、そんな姿勢に何も望みません。
相談窓口は別棟にするか、入口の部屋が良いと思う。
福祉課って真正面じゃなかったですか？できれば端で相談したいです。話したい。個別もあるのでしょか…。
一般の来所者と隣同士になった時の配慮をお願いします。
市役所は多くの人目につくので入りづらいと思う。
相談窓口は人目につかない方が本人の為よろしいと思いますが…
市役所では、やはり人の目を気にするのではないかとと思う。
窓口とは専用の電話も含んでいるのでしょうか。相談が安心してできるためには専用の電話、そしてさあ〜っと入れる専用の相談室がベストだとは思いますが（相談室は毎日ではなく日をあらかじめ決めての開設も良いと思います）。

【その他】
市役所の人でも大変です。頑張ってください。
自治公民館長（地区）と役割と権限を明確にしてはどうか。
相談窓口、組織的に小さすぎると思います。
昔だったら家族間で助けあう…田舎だったら各部落で助けあう…そんな時代も10年前で終了したような世の中になってしまいました。今は老後は施設でという考えが主流になっているので何となく考えが尻切れしっぽみたいに人間そのものの考えが団体という家族も流れも止まった考えに依存してる。だから豊かさの主流が施設任せになっている気もしますが…
場所はどこでも良いです。どんなふうになっててどんな時間、人が相談に乗ってくれるのかがわからないのがまず壁です。
私身体障害者で福祉の方や包括センターに大変親切にわかりやすく説明をしてもらっています。現在年老いた主人と二人暮らしで今の所は朝夕の面倒を見てくれていますが万一の時は介護の方に見てもらわないと生活できませんのでその時はよろしくをお願いします。
就労継続支援B型事業所、若草会きさらも指定して欲しいです。通所者より。
行政は無料健康診断等、我々がいついつやっているのだと言わんばかりである。皆さんの税金で生活しているという事を再考して欲しいのと国会公務員より棒給が高いのも納得はできない。自治会には入らない人間の指導してほしい。
できるだけ家から近いところが良いです
職員の個人情報取り扱いについての安全性が不安です。
地域に精通している民生委員、自治会役員等による情報収集と行政による一括集計と分析を行う。
相談窓口はあったとしても子供が進学する際の貸付制度があったが母子家庭であったにも関わらず条件に当てはまらず利用できなかった。

【提案】
やはり市役所では心苦しい方もいるかもしれません。情報があれば福祉課の方々は自宅まで出向いて面談をされるべきかと思います。玄関外に（夜間でも可能）目安箱をおいて平等に情報が収集できればいいのにも思います。本人からの投稿もあるかとも思いました。
町内に相談窓口を設置する。
社会福祉協議会に相談窓口を設置する。
労働基準局の支所の建物を造るべきです。福祉の問題と生活費、労働の問題は別のものだと思います。一部落にパチンコ店がこんなに多くあると勝てばいいのですが、負けると生活費までつぎ込む危険性もあると思うので困ったものだと思います。消費問題に対応するために消費者庁の支所なども必要だと思います。
銀行や郵便局など可能であれば様々な場所に設置しても良いと思います。
定年退職をした経験（いろいろな）又は体験をされた方を活用し困窮者の原因を把握するのはどうでしょうか。窓口の人員を増員しては？
学校、病院などで特定日に相談できるようにする。
本当に困っている人が市役所に相談に行くだろうか。金融機関などとの連携も必要なのでは。
独立した窓口を作る（民間でもいいと思う）。
土曜、日曜でも対応できる場所。インターネットにて相談窓口を作る。
福祉課もいいと思いますが足を運びにくいのではないのでしょうか。総合的な相談窓口があればいいと思いますが。
市役所自体とても足の向かない場所です。問題が無ければ別ですが。福祉課に属した相談個室を設置されたらいかがですか。郵便局や銀行のように。児童相談所や他の施設を見学してください。私用の時間内で。自分の仕事ですからこのくらいは個々で努力すべきです。
22名の市議がいますがその方々が相談窓口になり市民の為の議員になってほしい。何もしない議員がいるのでは。
窓口の充実…民生委員、自治会長の意見を重視する。
団地内の選出された市民の家を決めて設置する（選定された家には補助金）相談は即座に福祉課に連絡する。

【民生委員】

【現在のまま（市役所福祉課）で良い】
福祉課でよいと思います。
今のままでよいと思う。
相談窓口は現状通り、市役所福祉課が望ましい。
窓口を別に設けるより福祉課の中に設置したほうが相談に行きやすいと思う。それに名称を違う表現にして欲しい。
福祉課が適当と思います。
相談窓口は市役所福祉課が妥当だと思いますが市の人権相談や心配事相談等各種相談員への周知が必要ではないかと思う。その相談の中から福祉課へつなぐことができるのではないかと。
相談される側は、あまり身近な公民館長や民生委員などには話しにくい事もあるでしょうから気になることがあったら行政の方へ連絡して行政窓口が一番良いのではないのでしょうか。
賛成です。
窓口は市福祉でよいと思う。

【公民館に設置してほしい】
地区公民館での窓口を開設してください。車の免許を持っていない人がいるものですから。

【電話で相談できる窓口を設置する】
相談窓口に直接出向くには勇気がいると思うので公共の場にチラシ電話番号等自由に手にできたり見れるものがあるといい。事前連絡し、相談日時を決め人目につかない部屋があると相談しやすいと思う。役所では多数の目が気になるものです。
相談窓口に出向くには相当の勇気が必要、深刻になる前段階で匿名でも可能な電話相談も実施できればいいと思います。→案外生活困窮者の早期把握の近道になるのかもしれない。
相談しやすい窓口を設置する。生活保護を受けられる方は現在いらっしゃる訳だから窓口で相談に行かれたものだと思う。それよりも「仕事について自立して生きていこう」というのはとても良いことなので、その辺を大々的にアピールして電話番号を覚えやすいのに（ナンバーが皆の目にふれるように）変えて電話をかけやすくする。

【相談しやすい場所の提供】
現在の心配事相談窓口でも相談できるようにしたら市役所、福祉課に前もって連絡して人目に付きにくい部屋を用意して、その部屋で話し合う。日吉の場合小さい部屋があり認知症対象者とその家族（兄弟）と話し合ったことがありました。
相談窓口は、どこでも良いと思いますが、外部の人や内部の人とできるだけ顔もあわさない所が良いとは思いますが。ただ本人がその気になるような職業的カウンセラーみたいな人がいた方が良いとは思いますが。そして、見守り続けられる人がいることが大切ではなからうか？
常に個室で相談できるような場所があれば市役所がベターだと思います。
福祉課は庁舎の1階の中央部にあり人通りも多く人目を気にする人は相談しにくいと思われます。もう少し配慮した場所を設置したらよいと思います。
地域の中で窓口を開いても多分誰も来ない。やはり市に足を運びやすい場所にして、もらうしかない。人に知られたくないというプライドをどう取り払ってあげるか…。
相談者が相談しやすい室、環境を充実する。
個室（狭くても良い…）を確保する。

【その他】

市役所に行く事は本人は行きづらいなと思います。市役所職員を信用していない方も多いで…身近な所から（自治会長さんとか）の相談を初めにしてから市役所につなぐという感じがいいのかなと思います。

相談に行きたくても行けない人、行く方法を知らない人、という大人又救いの道さえ思いつかない子供。広くどこ限定するのが良いかわかりませんが通報、SOS窓口の広い広報が必要と思う。知らない人が多く又世間も口出しする事や巻き込まれることを恐れています。

【提案】

社協・包括支援センターへの窓口設置と行政とのネットワークづくりを行う。

就労も関係が深いからハローワーク等にも複数同じ窓口を併設する。

各支所にも設置してください。

相談窓口がどこにあるか、また組織等について生活困窮者はわかられているのでしょうか。相談できるという事をもう少しアピールして欲しい、内容も。

⑥ 生活困窮者や生活保護受給者の自立支援に関するご意見・ご提案（自由回答）

【一般】

【受給対象者の調査・把握】
税金でのやりくりなわけですので、しっかりとしてほしい。
世間に甘えているひともいる。生活保護ももらわないと損と思っている人もいる。もう少し行政もよく調べるべきではないか。
生活保護受給者（受けている人）の調査を厳しくすること、半年、3か月に1回の報告を義務付ける。やはりすべて市民の税金でもあるべきお金です。しっかり調査の上、活用してもらいたい。現在の日置市での自立支援がどの程度の人数か把握していないが何よりも働くことが第一。就労への支援は大事かと…
自立の為の就労リハビリをしっかりしてほしい。しかし病気の為体力的、精神的に困難な人には無理して就労しないように支援してもらいたい。本当に生活困窮者がどのレベルなのかしっかり把握できる仕組みを考えてください。
生活保護受給者の見極めが、あまいのでは？金額が多く働く意欲も出てこないのではないかと思います。もう少し厳しくしたらいいのではないかと思います。
「なまけ」なのか「病的」なのかを見極め、その方々に合った対応をして欲しい（経験上…これは決まりなのでできませんと折衷案を提示できない職員さんがいたため）。
生活保護受給者についてパートアルバイトで働いている人々よりも高い受給がある。それでパチンコ等医療も支援され最低生活で働いている人は税を支払い大変な思いをしている人もいます。よく調べるべきです。
本当に支援が必要かどうか、しっかりと確認する必要がある。本当に支援が必要なら積極的に行うべきだと思う。
生活保護を本当に受給したほうが良いかをきちんと見極めてほしい。

【公平・公正な支援】
健康上の問題で働けない人にむち打つことがないように働く意欲はあるのに就労できない人もいるので、いつまでに就職しないと打ち切りますとか、そういうことが無いようにお願いします。年金で生活していくことが年々難しくなっていくように思うのですが働ける場所も少ない時代にどうすればよいのかしら、皆、言わないだけで将来の不安が大きいです。皆保険もどうなるのかわからないですよね。生活保護受けるのって最終手段なのに自立しろっていうのは難しいのではないですか。
その方の年齢や健康状態も影響する為線引きが難しいです。又働く場を近くに設置してあげることで意欲がわくのでは。車の取得も得られない方にはそのほうほうがよいかと。
見直し期限があるのでしょうか、1～3年ぐらいでやってもらったらと思う。いろいろハンディを持ちながら自立している人を見るとかわいそうになる。福祉の充実というが予算はどんどん大きくなっていくと思う。受給者より一般市民が生活が厳しいという声もある。
期待しておりますので皆の意見を取り入れながら皆に公平な取り組みを行っていただきたいです。
みんなとは思いませんが、生活保護受給規制があまいのでは。パチンコとか賭博する人が多くいるように思います。
市の方でボランティア活動をさせながら自立の支援をする。働かざる者食うべからずじゃないですけど、一生懸命仕事をしている人より生活保護をもらう人の方が金額的にも多いのはあってはならないと思います。
支援に係る費用は税金で賄わざるをえないと思うが支払う段階で支給者はそのこと（税金で賄う）を十分理解してもらおうよう説明を納得するまでして欲しい。
本当に必要としている人に届く制度を整えてください。こういうアンケートも大切だと思いますが、何か議論されましたか？アバウトな質問に何とかお答えしてよいかわかりません。具体案などをいくつか提示し、それをふまえての質問形式であれば答えやすかったです。
正直生活困窮者と言っても人それぞれであり安易に支援制度にすぎる人も多いうように思います。すべてに賛成するわけにもいかないのかなあと考えています。
自立支援に対する活動は、非常に大切な事だと思います。一方この制度が正しく行われ、本当に苦しんでいる方々が立ち直られる事を望みます。

【公平・公正な支援】
良い制度となっているが、公平な立場から見て生活保護者の支給額とそのランクに近い勤労者との所得との差が接近しており生活保護受給者に有利な社会制度となっているような気がしてならない。低所得の勤労者の底上げを図る対策（国を上げての問題と思うが？）をとれないか。
高齢者や病気や障害で働くことのできない人や母子家庭には迅速な対応を行う、生活保護の早期決定による支給。働ける世代は就労による自立できるような支援が必要である。
生活保護受給者の面接を増やしてください。病気ではないのに年に1度も仕事に就かない方へはボランティアでの花壇や道路の掃除、草取りをしてもらったり、介護ヘルパー免許取得などをさせて働くようにしてほしい。

【生活保護の不正受給をなくす】
医療機関に従事していて生活保護受給者の多さに驚き、中には？と疑問に思う方もいるのが現実です。本当に必要な人に生かされる制度であってほしいと願います。厳しい時代を生きていく子や孫の世代に負の遺産は増やさないで頂きたいと思います。
最低基準の国民年金で生活している方がいることを忘れてはいけない。
現在受給者の中には仕事ができるのに仕事をせずに受給している人がいると思いますが。
一方で周辺（親、兄弟、親戚等）に十分に面倒が見れる人がいるにもかかわらず行政や地域にまかせっきりにしている者がいることを見逃さないでほしいとも思う。
若いころから一生懸命働き年金をかけてきた年金生活です。国民年金だけの生活は大変。預金引き出しをしながらの生活です。生活保護受給額の多いのにびっくりです。2ヶ月1回通帳に振り込まれる年金はありがたいです。時代の流れと一口に言いますが少ない額で生活する事も考えるべきだと思います。物を大事にすること、もったいないの心。
だれもが納得するような保護受給基準（一応あると思うが）が必要。その基準に満たない。違反した場合、即、支給の取り消しが必要です。
生活保護受給者の方で酒やたばこを自由に飲んでいる人がいらっしやるので市はもう少しきびしくすべての事にチェックしてもらいたい。一生懸命働いても5~6万しか収入はない人などいますので働ける（65歳未満）年であれば保護はもう少し考えた方が良いのではないですか？母子のお金、児童手当とあらゆる手当があるので働かせて苦勞も味あわせたいです。
若くして生活保護をもらっている人がいるが少しでも働くという意識を持ってもらいたい。
あまりにも生活保護受給者の方に優遇しすぎではないでしょうか。
保護をもらっている方は、何をしても自由ですが伊集院町はパチンコ娯楽にふけすぎて多数の人間が市民のお金を費やしています。他の自治体では罰則で支給をしない決まりがあると聞きました。その点は必ず市で至急取り組んでください。
生活保護受給者については支給額が多いため怠けている人もいるのでは？
生活保護者の受給金額の見直し…年金受給者より高い例があると聞く。

【就労支援の充実】
働く場を充実させる。
生活困窮者とは、どのような状態の人か分かりかねますが、最優先にてパート等で雇ってもらえるように働きかけてもらえたらと思います。
今仕事に就くことも難しい状況で自分でやりたいこともできません。健康な人じゃないと働くことすら自由にできないのがあります。自分の事で精いっぱいでもともな事がわかりませんが、講習会よりも実習を増やして自分に合う仕事を見つけるのも就職率が上がって生活困窮者も減ると思います。私も自立支援が欲しいぐらいです。
その中で身体の良くまだ働くことが出来る人など又手足が不自由でも簡単な仕事出来るなら職場などを見つける又皆で教えてくれ、働ける場を作ってやりたいです。
この支援制度は現行の「生活保護」の2・3倍の予算が必要かと思う。方向を間違えると生活保護の予備軍をやすやすと作ってしまう。子供時代の学校・家庭の教育で健康的な生活や自活できる仕事、就職等早くから目標・意識付けをしていくべき。
施設などの掃除や草取りなどシルバー人材センターの手伝いなど（市内もきれいになりますし本人たちも収入につながるし）。

【就労支援の充実】
とにかく就業先の確保（経済の上昇）。
就労に向けた支援も含めて福祉施設や企業等において地域貢献事業的な活動を推進していく取り組みの協力のPRしていければよいと思います。
生活保護受給者が年々増加しているので早期にそれに関する対策をとらないといけないと思う。特に若い人には働く意欲を持ってほしい。
元気な方は働く、働くように指導、生涯健康を推進する。
日置市内のいろんな企業の方々に協力をお願いして就労の場所を広く提供してもらっては、就職させたら終わりというやり方では、その場しのぎでしかない。その後の目標が大事である。また以前、就労支援の制度を利用したことがあるが、その勤め先に問題がある企業を入れるべきではない（殺人未遂にせまる方がいたことがあったため）。
仕事ができるようにする（その人にあった事）。

【自立支援の充実】
まず、受給に頼るのではなく、どうにかして自立していく道を探るのが大切だと思います。あまりに甘えた人が多いです。
安易に判断しないでほしい。
自立支援制度（支援法）について市民に啓発・周知を図っていただきたいと思います。このアンケート自体そのための有効な方法だと思いますがアンケートに答える対象者はどうなっているのでしょうか。郵送によるアンケートばかりでなく様々な機会（会合）を利用して配布集約をするべきではと思っています。この制度の趣旨、内容の広報が制度活用の事だけでなく本人の自立そのものを促す大きな働きかけになるような気がいたします。
若者に対する自立支援も必要です。今は親の元で何もしないでぬくぬくと生活できても将来は、生活保護法により支給が見えている。年老いた親は子供に何も言えない。訓練を施せば再び職に就く機会に恵まれていく人達や引きこもりの人の対策も何か国の対策をして欲しい。
正直、自分のせいでその状態になったなら、どうにかがんばれと言いたいですね。他からやむをえなくなれば、支援をしていただきたい。でも支援をして欲しいなら本人にも頑張ってもらいたい。頑張りをを見せてほしいですね。皆苦しいながら頑張っています。対象者の方が来られたら、ぜひ相談に乗ってあげてください。私がいつか相談に来たら話を聞いてください。
自立支援に対するやり方が少し遅いように思います（他の地域と比べて）養護学校にいたせいもあると思いますが情報が伊集院では伝わりづらいと思います。
本当に困っている人は、助けるべきと思いますが、自立できる人には就労支援対策が必要かと思えます。
自立支援について日置市市内の業者や商工会など連携し就労に向けた取り組みも可能ではないですか。受け入れた業者には補助金や資格審査などの加点など。
希望を持てるようになってほしい。やる気がおこるように本人も周りも動いてみる。
生きがいを持ってできる仕事を見つけるように支援する。例えば持っている資格を生かすようなこと等。
週に数回短時間の誰でもできるような、この様な事をしてくれる人がおれば助かるという仕事があれば非常に良い。
身体の状態が悪くて生活困窮者は別として、健康状態に多少問題はあっても3～4時間働ける状態であれば一人では何もできませんから小グループを作って時間をゆうずうしながら働くことはできませんか。伊集院町に支援する事業所がありますが市役所だけの問題にせず、ハローワークとか横の連携をとる時代に入ってきたと思います。伊集院町だけにとどまらず川崎市や神奈川県内の市役所を「見学・実習」してみてください。見学だけでは何にもなりません。ぜひ他の地で2・3日共に動くべきです。
本当に困り自立に向け頑張られている方へは仕方ないと思いますがそれに対して甘えておられる方へは厳しく対処していただきたい。当人の状況、気持ちに立って対処（困窮者、自立した方、経験者の方の話の聞くなどして）勉強する。

【その他】
身辺で見聞きすることですが、生活に必要なお金なので何も恥じることなく過ごしているとか。国民年金より生保の月額割合がいいとか。田舎で有償で短時間の仕事を「いいのではないかとあって」相談したらパチンコには行くのに断られたという。受給者の意識改革が如何程なものかと思いました。
本当に支援を必要とする方はなかなか自分から窓口へ足を運ぶことが無いのではと思います。本人が相談に来るのを待つよりも電機やガスの支払いが滞りがちな家などの訪問が出来るといいのですが、なかなか難しいと思います。
個人情報とかいろいろありますが自分から声を出せない方々がたくさんいらっしゃると思います。そんな人々の心を解きほぐすことが出来たらと思います。
在日外国人に対する支給は即刻辞めるべきだと思います。
ボランティアに参加してもらおう。
民生委員の方々にお願いするのが良いと思います。
困っているのであれば皆で一緒になって解決できればいいと思います。互いに助け合って良い道を模索していければと思います。
年金収入額 85 万で保険料 1 期から 6 期 44,760 円、月 3,730 円、又介護保険料 13,500 円位年金から天引きされて毎年年金は差引されて（減額）株が上がったとか私達には関係ないですよ、国会議員たちの金のとらえ方だめだ。年金 139,583 円、振込 128,983 円、保険料介護など 10,600 円。
そういった方々と深いかかわりが無いので一体どんな理由で困窮しているのかわかりませんが何かしらの出来事で心が折れているのかもしれないので市民にもできることを。ボランティア等の形で協力し、話し合い理解を深め合って良い市にしていきたいと思います。
伊集院町の人間はあまり世話好きな人間がいないような気がします。狭い範囲で物事を見ているような気がします。一部の人間の意見しか通らないような町では仕事することもおっくうです。現在、テレビ、新聞などで最悪な事件が多発しています。世の中の主婦たちは、その一歩手前で我慢しているのではないのでしょうか？この街中で最悪な事件が起こらないことを願っています。
孤立しないようにしていけたらと思うが 20 代の私も隣近所話しかけません。
私の父は、88 歳でこの世を去りました。足は片足、目は白内障で、片目は失明状態。そんな中で国民年金と働くことに意義（自営業）を見つけて亡くなる前日迄働き続けました。仕事が生きがいという生活で本当に他人に頼るより自分を磨いで寝込むことなく生きて生きて生き抜きました。そんな姿が目には焼き付いているので私もそんな老後を過ごしたいと理想としています。
私は毎日子守りをしていますので困ったことはないです。
消費税をカットする。年金受給者にもボーナス支給を行う。
「働く喜び」を最も感じられる仕事は自然を相手にした農業や林業であると考えます。幸いにして日置市には豊かな自然があります。人やパソコンを相手にする仕事はストレスを抱えこみやすい。自然の資源を活かして自立に結び付けられる様々な方法があると思います。
近年婚姻後子供が生まれてすぐ離婚する人が増加していると感じます。また働かず酒ばかり飲んでいる人も周りにいます。だからそうならないようにするための支援を重視する施策はないでしょうか。
生活保護受給者に公園等の清掃等の作業をさせる。

【民生委員】

【受給対象者の調査・把握】
受給者への定期的な面談をしてください。
就労可能な状態の人で生活保護を受給している事例があるように思います。
親の年金にぶら下がり生活の人の情報、調査も必要。親の死亡後が困惑すると思うので、仕事斡旋や資格取得の支援、車の免許取得支援援助金などセット。
しっかりと自立支援して1人でも生活保護受給者が少なくなればよいと思います。

【生活保護の不正受給をなくす】
生活困窮者・生活保護受給者は税金で給付されているということを自覚して欲しい。
就労支援や現金支援は一定期間毎に10割→8割→5割→終了など計画的なものであった方がよいのではないかと思います。10割→終了も大変ですし、生活保護受給者はそれ自体既得権のような考えをお持ちの方もいらっしゃるのではないかと不信感があるからです。
生活保護の受給がやさしすぎるのでは？なるべく手渡しにし就労の件ももう少し厳しく当事者に注意、説得をして欲しい。働かず保護を受給しパチンコ、飲み屋通いは許せない。
生活保護を受けている人を何人か知っていますが、まったく働く意思はないように見えます。
受給者が国に甘えているようです。よく調べてほしいです。
生活保護受給者の審査等を厳しくしてください。てぬるいです。甘えて働かなくてももらえるという勘違いをさせないように…行政の取り組みが甘いです。

【就労支援の充実】
無気力・仕事をやる気力がない者など心身症の人が多いのではないか。この人たちを立ち直らせるには長い期間粘り強い指導が必要だと思う。
賃金は安くても働ける場所がありましたら働く機会があることを教えてやるようにしたらどうでしょうか。あまり支援を多くすると働かないで支援に頼ることも考えられるのではないのでしょうか。
生活保護受給者の家庭で皆さんにひきめを感じると言っていて地域の行事等に参加できない方やその反対の方がいたりで難しいところがあります。本当に困っている人には自立支援制度が始まることを知ってもらいたい。
就労する意思の有無をしっかりと調べてほしい。アンケートの解析の充実と活用方法の具体化をしっかりと欲しい。
働く場所がないのではないのでしょうか。短時間作業等があれば若い方でもできるのでは？
就労支援に対する受け皿が少なすぎる。もっと幅を広げてコミュニケーションをつけさせることも必要だと思う。
現在困っている親だけの問題ではなくその子供たちの将来を見据えた対策でいいです。どのくらいの子供なのか気になります。本当の生活困窮者が生活を見直したら普通の生活になるかも知れない家庭もあるかもしれません。そこらの指導も必要でしょう。

【自立支援の充実】
自立支援するという事は、本当に大変だと思います。仕事が続かなかったり簡単に休んだりそれまでの生活習慣から変えなければならないので口だけの支援では成功しないと思います。4/16南日本新聞に載っていたように参加者の送り迎え、ハローワーク等への同行など本当にきめ細かく支援する必要があると思います。
自立支援についての市民へのPRも必要ではないか。支援の状況や結果報告→相談してみようかという気持ちがわいてくるのではないかと考えます。
生活困窮者に至った原因を分析し、その類型別に効果的な自立支援計画のモデルを作成し目標（計画）に添って自立を達成するようなことはどうでしょうか。困窮者に支援の目的意識を強く持って頂き自立を助ける姿勢を打ち出す。
しっかりとした生活をするために幼き頃より社会の仕組みを教えることが大事。身体精神的に弱い人をやさしく見守る知識も大切。苦しい生活打破の為良き政治になるといい。

【その他】
今の世の中がおかしくなっていると思います。楽な事ばかり嫌なことがあるとひきこもり、これからどうなっていくのでしょうか。支援する前にもっと根本的な教育が必要ではないでしょうか。
生活保護制度を高齢者用と若者用の二通りにする。 高齢者用 体力が衰えていくばかりの方。低年金での生活、病気などで支援を必要とする高齢者が対象 若者用 状況状態が改善し就労が可能になる若者が対象。短期受給者用
明日という日を信じて前向き、上向きで自分も頑張っしてほしい。周囲を信じて相談することも大事じゃないですか。
世の中がアベノミクスも含め格差がどんどん広がるでしょう。又人口減少の社会は1人1人の重要性が増すべきなのに支える人々の減少で必ずしも前進できません。ボランティアにも限界があります。また押し付けられた共生協働の上から目線のボランティアを支えるには高齢化率の速さはおいていけません。必要な所には必要な経費を財源で育てていくしかないでしょう。以前、生活困窮者を病院に連れて行きましたが十分な治療をしてもらえず自宅に帰らされ、その直後死に至った経験があります。身内であったら訴えたい気持ちでした。
関連機関の情報の共有が不足していると思います。また担当者が自分の仕事が増える事を避けようとする態度がみられることがある。
この一年で2件生活が苦しいという声がありましたが、ただ福祉課に相談したらということしか言えなかった。今度新しい制度が出来たら声掛けしやすいし助かる人も多いのでは。
色々自由はあるだろうが、子供の頃からのしつけ、訓練が必要だと思う。教育と連帯した取り組みを行う必要がある。
難しすぎて（自立支援を受けている人、必要なのに受けてない人）なかなかです。
生活保護の方が国民年金より高ければ絶対働かないと思う。我々の年代は生活保護をもらうのは、恥だというような教を両親から教えられ働く事自活する事などが人間としてある姿であると教えられた。それを働きもしないで行政等に願い出て援助してもらおう安直な考え方は、その親にも問題があると思う。ただ本当に働けない人は当然保護されるべきだと思う。我々日置市市民も第二の福島になる日がくるかもしれない。色々な面で考えなければならぬと思う。今度の選挙で自民党が圧勝すればすると思いますが末端で思い悩んで努力されている方々には申し訳ないが全部水の泡となりますね。バカみたいだと思いつつ仕事をしています。
民生委員として見守りをしたいと思います。自治会長さんとも共に取り組みます。

⑦ アンケート調査票

生活困窮者等の自立支援に関するアンケート調査**【アンケートへのご協力をお願い】**

平素は、市政の各般にわたりまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、来年の4月から、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」が施行されることとなっています。これに基づく生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援、困窮者を就職させる支援や家賃の給付、貧困家庭の子どもの学習支援などについて、福祉事務所を設置している自治体（日置市も含まれる）で実施していくこととなっています。

この背景にあるのは、生活保護やそれを取り巻く環境の変化です。現在の生活保護の実態としては、全国では、受給者が200万人を超え、支給総額も3兆円以上になっています。従来は、高齢者世帯、病気や障害で働くことができない人、母子家庭などの受給者がほとんどでしたが、それ以外の現役世代の受給者も増え、10年前の3倍以上となっています。また、ひきこもりやニートなど、いずれ受給者になりかねない予備群も増え続けています。このような中で、生活困窮者の自立支援に取り組むことで、こうした人々の生活を立て直し、自立に結びつけていくことが必要です。

生活困窮者や生活保護受給者の自立は簡単にはいきません。生活困窮に陥っている原因は多種多様であり、さらにそれらの問題が複合的に絡み合っていることからです。また、行政による取り組みはもちろん、市民の皆様の理解と協力が不可欠です。

このようなことから、日置市では、市民の皆様に対して、生活困窮者自立支援法及び制度の認知状況や取り組みの必要性、生活困窮者や生活保護受給者への支援の在り方などに関して率直な御意見をおうかがいするために、アンケート調査を実施することとなりました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、何とぞお願いいたします。

ご記入いただきましたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて、**平成26年12月19日（金）までに**投函いただきますようお願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、個人の情報や意見が外部にもれたり、他の目的に使用されたりすることは一切ありません。

平成26年12月4日

【お問い合わせ先】

日置市市民福祉部福祉課 電話 248-9419（直通）

問1 以下の質問は、調査結果を統計的に処理するためにお聞きするものです。
各項目について当てはまる番号に○をつけてください。(それぞれの質問に一つずつ)

性別	1 男	2 女
年齢	1 20歳代	4 50歳代
	2 30歳代	5 60歳代
	3 40歳代	6 70歳代以上
職業	1 農林水産業	6 家事専業
	2 自営業	7 学生
	3 会社員・会社役員	8 無職(年金生活含む)
	4 公務員・団体職員	9 その他()
	5 パート・アルバイト	
家族構成	1 一人暮らし	4 親～孫の3世代
	2 夫婦のみ	5 それ以外の親族
	3 親子	6 その他()
お住まいの地域	1 東市来	3 日吉
	2 伊集院	4 吹上
お住まいの形態	1 持ち家(一戸建て)	5 公営住宅(市営、県営、など)
	2 持ち家(マンションなど)	6 社宅・官公舎・寮
	3 民間の賃貸住宅(一戸建て)	7 その他
	4 民間の賃貸住宅(マンションなど)	

問2 あなたは、日ごろ、隣近所の方と、話すことがありますか。(一つだけ)

1 ほとんど毎日、誰かと話す	4 1年に数回しか話すことがない
2 1週間に数回、誰かと話す	5 ほとんど話をすることがない
3 1か月に数回、誰かと話す	6 その他()

問3 もし、あなたが一人暮らしになって、健康や生活のうえで困ったとき、誰を頼りますか。(一つだけ)

1 親または子	5 市役所や保健所などの行政
2 親子以外の親戚などの身内	6 誰にも頼らない
3 友人・近所の知人	7 分からない
4 民生委員や自治会の役員	8 その他()

問4 もし、あなたの近所の方が、健康など暮らしぶりに差し迫った不安がある様子でしたら、どうしますか。(一つだけ)

1 できるだけ、隣近所で手助けする	4 民生委員や自治会役員に対応してもらう
2 家族や親戚に連絡して相談する	5 何もするつもりはない
3 市役所や消防署(救急車)等に連絡して対応してもらう	6 分からない
	7 その他()

問5 もし（あなたの生活状況が急変し、生活費に困るようなことになったとして）、あなたが、相談で市役所に行くことになったとしたら、なにかしら不安を感じますか。（一つだけ）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 不安（心配）がある →問5-2 | 4 まったく不安（心配）はない →問6 |
| 2 少し不安（心配）がある →問5-2 | 5 分からない →問6 |
| 3 あまり不安（心配）はない →問6 | |

【問5で「1」または「2」と回答した方におうかがいします】

問5-2 どんな不安や心配がありますか（いくつでも）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 個人情報話すことの不安 | 5 他人（市職員以外）に知られる心配 |
| 2 どんな質問をされるのか不安 | 6 法律のとおり的確にに応じてもらえるか心配 |
| 3 担当者が話を聞いてくれるか不安 | 7 理由はないが、なんとなく不安（心配） |
| 4 事情をうまく説明できるか心配 | 8 その他（ ） |

【再び全員の方におうかがいします】

問6 生活困窮者自立支援法（制度）について、あなたは知っていましたか。（一つだけ）

- | |
|-----------------------|
| 1 聞いたことがあり、内容も知っている |
| 2 聞いたことはあるが内容はよくわからない |
| 3 知らなかった |

問7 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度では、次の(1)～(6)のような取り組みを想定しています。あなたは、今後の日置市における生活困窮者や生活保護受給者の自立支援として、以下のそれぞれの取り組みを、どの程度重視していくべきだと思いますか。（それぞれ一つだけ）

(1) 自立に向けた相談の充実（生活困窮者に対して）

担当部署に相談窓口を設置したり、それぞれの人の状態にあった相談への対応が可能な体制を整えたりするなど、生活困窮者を対象とした相談事業を充実する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 最重要施策として取り組むべき | 4 まったく取り組む必要はない |
| 2 取り組むべき | 5 分からない |
| 3 あまり取り組む必要はない | |

(2) 住居確保のための費用支給（生活困窮者に対して）

何らかの理由によって住宅を失ったり、その恐れがある方に対して、一定期間に限ってその費用を給付する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 最重要施策として取り組むべき | 4 まったく取り組む必要はない |
| 2 取り組むべき | 5 分からない |
| 3 あまり取り組む必要はない | |

(3) 就労に向けた準備のための支援（生活困窮者及び生活保護受給者に対して）

一般就労に従事する準備として、生活習慣形成の指導、就労に必要な社会的能力の習得、就労に向けた技法や知識の取得などを計画的に支援する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 最重要施策として取り組むべき | 4 まったく取り組む必要はない |
| 2 取り組むべき | 5 分からない |
| 3 あまり取り組む必要はない | |

(4) 一般就労と福祉的就労との中間に位置する就労への支援（生活困窮者及び生活保護受給者に対して）

就労経験が少なかったり、長期的就労に就く前に、柔軟な働き方が必要な方に対して、本格的な就労に向けた準備の一環として「働く経験の場・実習の場」を提供する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 最重要施策として取り組むべき | 4 まったく取り組む必要はない |
| 2 取り組むべき | 5 分からない |
| 3 あまり取り組む必要はない | |

(5) 家計相談支援の推進（生活困窮者に対して）

家計収支全体の改善のため、公的制度の利用支援や家計表の作成などの家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を実施する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 最重要施策として取り組むべき | 4 まったく取り組む必要はない |
| 2 取り組むべき | 5 分からない |
| 3 あまり取り組む必要はない | |

(6) 学習支援事業の実施（生活困窮者及び生活保護受給者に対して）

貧困の連鎖の防止等のために、養育相談や学び直しの機会の提供、子どもへの学習支援などを実施する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 最重要施策として取り組むべき | 4 まったく取り組む必要はない |
| 2 取り組むべき | 5 分からない |
| 3 あまり取り組む必要はない | |

問8 生活困窮者自立支援制度では、問7の(1)～(6)の事業を行うこととなっています。ただし、生活困窮の原因は多種多様であることから、さらに有効な取り組みを必要とすることも想定されます。このことについて、ご意見やご提案がありましたら、ご自由にお書きください。

問9 支援が必要な生活困窮者を早期に把握することは非常に重要ですが、有効な把握方法は確立されていません。現段階で市では、税金等の滞納状況から対象者を絞り込む方法を想定していますが、さらに有効な把握方法がないか検討しています。このことについて、ご意見やご提案がありましたら、ご自由にお書きください。

問10 生活困窮者の相談窓口について、現段階で市では、市役所福祉課に設置していますが、相談窓口として望ましい場所、組織などについてご意見やご提案がありましたら、ご自由にお書きください。

問11 生活困窮者や生活保護受給者の自立支援に関するご意見やご提案等がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、

12月19日(金)までに投函してください。

6-2 日置市生活困窮者等自立支援計画策定委員会設置要綱

日置市生活困窮者等自立支援計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 6 月 30 日

告示第 96 号

(設置)

第 1 条 生活困窮者及び生活保護受給者の自立支援を図るための日置市生活困窮者等自立支援計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民の意見等を広く反映させるため、日置市生活困窮者等自立支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画案を策定し、市長に提案するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者の代表
- (3) 福祉関係者の代表
- (4) 福祉施設等の代表
- (5) 福祉団体の代表
- (6) 地域団体の代表
- (7) 関係行政機関の代表
- (8) 公募に応じた市民
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2 前条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

（会議の招集の特例）

- 3 この告示の施行の日以後の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

6-3 日置市生活困窮者等自立支援計画策定委員会委員

委員の記号	団体等名	氏名	職場（職名）等
第1号委員（1名） 学識経験者	市教育委員	内村 友治	教育委員長
第2号委員（1名） 保健医療関係者代表	市医師会	馬場 順道	会長
第3号委員（2名） 福祉関係者代表	市民生委員・児童委員協議会	窪田 繁	会長
	市社会福祉協議会	井上 幸一	会長
第4号委員（2名） 福祉施設等代表	老人福祉施設	堂下 克朗	青松園施設長
	障害福祉施設	救仁郷 勝	太陽の里施設長
第5号委員（1名） 福祉団体代表	市身体障害者協会	佐藤 彰矩	会長
第6号委員（3名） 地域団体代表	市自治会連絡協議会	下村 俊治	会長
	市地域婦人会連絡協議会	勝田 久子	日吉地域会長
	市ボランティア団体	有馬 澄子	市社協ボランティア運営委員長
第7号委員（2名） 関係行政機関代表	伊集院公共職業安定所	吉村 京子	統括職業指導官
	鹿児島地域振興局保健福祉 環境部地域保健福祉課	畑山 隆志	課長
第8号委員（1名） 公募に応じた市民		濱川 智子	美山小学校 特別支援教育支援員
第9号委員（1名） その他市長が必要と 認める者	市商工会	泊 敏行	事務局長
合計		14名	

6-4 日置市生活困窮者等自立支援計画庁内検討委員会名簿

(1) 就労支援体制の構築等の検討を行う職員(就労支援部会)

所属	職名	氏名
企画課	企画開発係長	東 純一
商工観光課	課長補佐兼商工観光係長	橋口 健一郎
市民生活課	参事補兼環境係長	柳田 秀親
農林水産課	課長補佐兼農政係長	城ヶ崎 正吾
福祉課	参事	今給黎 誠

(2) 相談支援体制の構築等の検討を行う職員(自立相談支援部会)

所属	職名	氏名
地域づくり課	地域づくり係長	牧之角 寛
商工観光課	課長補佐兼商工観光係長	橋口 健一郎
税務課	課長補佐兼管理収納係長	脇 博文
特別滞納整理課	債権管理係長	田代 誠治
市民生活課	課長補佐兼年金係長	宮内 貴史
健康保険課	健康増進係長	宮前 美紀
介護保険課	介護支援係長	入佐 好彦
建設課	課長補佐兼管理係長	田代 貢
上下水道課	課長補佐兼水道管理係長	石塚 健一
学校教育課	課長補佐兼学校教育指導係長	野添 誠
東市来市所地域振興課	市民税係長	岡元 忠夫
日吉支所地域振興課	市民税係長	野上 清和
吹上支所地域振興課	市民税係長	尾堂 巧美
東市来支所市民課	参事補兼福祉係長	有田 広子
日吉支所市民課	参事補兼福祉係長	下野 ゆう子
吹上支所市民課	福祉係長	神余 徹
福祉課	参事補兼子ども福祉係長	平八重 弘
福祉課	課長補佐兼長寿福祉係長	上之原 誠
福祉課	障害福祉係長	濱崎 慎一郎
福祉課	参事	今給黎 誠

日置市生活困窮者等自立支援計画

平成 27 年 3 月

日置市役所 市民福祉部 福祉課

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

TEL099-248-9419 FAX099-273-3063

<http://www.city.hioki.kagoshima.jp/>